

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。決算書117ページ、主要政策は95ページにあります。先ほど説明ありました生活困窮者自立支援事業、この833万6,000円のところで、相談数がコロナの影響もあってかなり令和2年度は増えていると。特に、主要施策の96ページを見ると、収入・生活費の相談が圧倒的に多いというのが分かります。で、今、社協に委託してあるということではあったんですが、3名の職員の方が年間385件ぐらいの相談に乗ったということですが、例えばまだコロナ禍が続くと思われる中で、収入、生活費の相談って、コロナが終息してからもこの問題というのはまだまだ尾を引くであろうなと思ってます。そんな中で、例えば前年度で言うと相談件数97件で平成30年度は59件だったので、社協の人がもっといるんじゃないかなと単純に思ったんです。それで何か今の段階、令和3年度、そして4年度もなんですけど、ここの増額とかという話は今出ているんでしょうか。

○委員長

清水委員、決算ですから、最初の質問は2年度の実施状況を尋ねて、その上で尋ねてください。

○清水委員

はい、分かりました。

○委員長

2年度の実施状況について、まず回答願います。

○山根福祉総務課長

相談件数については、元年度から2年度に対して格段に増えております。御指摘のとおりでございます。

人員増等、現時点社会福祉協議会からはそのような申出は受けておらない状況でございます。この委託料の大部分が相談業務を担う社会福祉士等の人件費でございますので、人員確保と雇用継続の問題等がございます。今のところ現状でというお話を頂戴しております。なおかつ、相談件数の増に対応する面につきましては、他の市町と違いまして、社会福祉協議会とうちの生活保護の係が同一施設内がございますので、応援体制を敷くことが可能でございます。相互に応援をしながらということで、現状対応をしているところでございます。

以上です。

○委員長

これで終わりですか。

○清水委員

はい。

○早稲田委員

おはようございます。今、清水委員のほうからの質問にあった部分と同じ質問を最初にしますけれども、確かに増えているということなんですけれども、数字だけではなくて相談内容は昨年度と上位の部分というのは同じでしょうか。

○山根福祉総務課長

項目の、主要政策の96ページ、(エ) 事業実績のところにあります、比率的にはそう変わっておりません。やはり収入・生活費のところが比率的には大きくなっているところでございます。

○早稲田委員

理解しました。コロナの影響が収まってもその部分変わらないと思いますので、今後もよく相談に乗っていただければと思います。

引き続き質問を続けます。

決算書の97ページ、備考欄の上から8行目辺りに成年後見制度利用というのがあると思うんですけれども、これは予算のほうを確認しましたら77万8,000円で、実際には9万2,000円程度の歳出になってまして、不用額が68万円程度ありますけれども、その理由、説明をお願いいたします。

○山根福祉総務課長

成年後見制度利用支援につきましては、予算につきましては報酬助成としまして月額2万8,000円掛け12月分掛ける2人分と、申請費用助成10万6,000円の合わせて77万8,000円の予算の確保をしているところでございますが、実際のところ1人の申請しかなく、これも収支の不足分のみの負担となりますことから9万2,000円の支出にとどまっているところでございます。

○早稲田委員

申請が1名のみということだったということで理解しました。

続きまして、決算書にはちょっとなかったんですけれども、予算書のほうを見ると……。決算書じゃないと駄目ですか。すみません。

○委員長

とりあえず言ってみてください。
判断はこちらでします。

○早稲田委員

すみません。在日外国人高齢者等特別給付金24万円というのがあったんですが。

○委員長

これ、どちらの所管になりますかね。

(「高齢者支援課になりますので」と呼ぶ者あり)

○委員長

じゃあ、高齢者支援課のところでまたお尋ねください。

○早稲田委員

すみません。

では、以上です。

○田邊委員

おはようございます。先ほども同僚委員から質問ありましたが、主要施策の95ページお願いします。

生活困窮者自立支援事業のアの部分なんですけど、令和2年度に比べて268人ということで増加している。実際これ2.7倍以上になっているので、先ほど収入と生活費が主であるというところなんですけど、新型コロナの感染症に伴う相談と理解してよろしいんでしょうか。

○山根福祉総務課長

先ほども御説明させていただきました、主要政策の成果96ページ、2段目の表の(エ)事業実績を御参照いただければと思いますが、私どもも大半がコロナ禍の影響によるものと認識をしております。

○田邊委員

収入と生活費がこの部分が多いというところで、やっぱりコロナの状況であるということですね。それなら、97ページお願いします。

97ページの生活保護について、1、生活保護扶助事業と一番下のウ、この一番下のウですよ。保護の開始、廃止の状況ですね。これは34世帯が47人であったと、令和元年度。そして令和2年度は30世帯の39人に減少している。その上のイの表についても、令和元年度と令和2年度と比べるとこれも減少している。この原因については所管としてはどのように考えておられるのかをお願いします。

○山根福祉総務課長

現時点では、住居確保給付金や社会福祉協議会で実施されている各種貸付制度の拡充により、生活保護受給に至っていないものと認識をしているところでございます。

一方で、主要施策の98ページの世帯類型を御覧いただけたらと思いますが、高齢者世帯の比率が高いことから例年並みの死亡廃止数となっているところもございまして、減少傾向が継続する結果となっているのではないかと推察しております。

○田邊委員

保護率は先ほども説明があった7.8%と減少したということなんでありますけど、先ほども言われるようにこの268の相談件数、そして結果的には保護に至っていないところで、その辺りの考え方はどういう考えを持っておられますか。

○山根福祉総務課長

現状、社会福祉協議会に委託をして生活困窮者の自立相談事業を受けていただいておりますが、いろいろお話をお伺いする中で、現時点貸付け等の制度で対応ができておって、それが行き着くところまでいかれるとまた生活保護のほうにお話が来るのではないかという認識は持っているところでございます。

○田邊委員

生活保護の申請時の扶養義務者照会、この申請をためらう原因になっておると、そういう辺りはどのように考えておられるか。

○山根福祉総務課長

扶養照会が申請自体を躊躇させるのではないかということで、新聞、テレビ等でも報道されているのは十分認識をしておりますが、私どもも申請時の面談の中で諸事情はお伺いをさせていただきますが、生活保護法に則り適切に調査をするとしか申し上げられない状況でございます。ただ、扶養照会につきましては私どもも、金銭的援助は得られないにしても、緊急連絡先の確保であったり、関係性が復活するなど一定の必要性も認識しておりますので、この辺りは御理解を賜りたいと考えております。

○田邊委員

扶養照会については、民法上どういったくくりになっておりますか、生活保護の場合。

○山根福祉総務課長

すみません。民法上の条文などはお示しできませんが、扶養義務の範疇でお願いできたらというところでございます。

○田邊委員

民法上は扶養義務者の扶養が保護に優先すると定めた生活保護の規定であるが、しかしながらこれは仕送りなどを受けた場合、その分だけを保護費を減らすという意味とされ、保護を受ける上での要件ではないということが私の認識の上ではありますが、そ

の辺りはどう思われますか。

○山根福祉総務課長

先ほどの御回答でも触れましたとおり、金銭的な援助は得られないとしてもということも十分認識をしております、金銭的な援助得られないとしても、それこそ緊急連絡先の確保だったり、何らかの関係性の復活というようなものも期待しての扶養照会ということで御理解賜ればと思います。

○田邊委員

だから、私が今言ったように、民法上はこの扶養義務者の扶養が保護が優先すると定めた生活保護法の規定であるが、この規定については仕送りなどを受けた場合、その分だけを保護費を減らすという意味とされ、保護を受ける上での要件については扶養照会ではないということなんですけど、その辺りの認識をはっきり持っておられるかということなんですよ。

○山根福祉総務課長

国のほうでもコロナ禍の影響によりいろいろ扶養照会の要件も緩和をしております。そういうものも私どもは十分認識をして業務に当たっているところでございますが、扶養照会を一切しなくてもいいということではございませんので。

○松村福祉保健部長

今、委員のお尋ねは、扶養される方がその被保護者の全ての扶養をしなければいけないというニュアンスでのお尋ねだと思います。一部の援助でも構わないとされてますので、扶養照会をさせていただく方が生活全般について手助けをしないといけないというものではないというように私どもも認識しております。

○田邊委員

そうなんですよ。そこが私は言いたいのでね。実際は世間一般で言われるように、誤解が生じてためらいが生じていると。本当に生活保護を受けるべき人が、いわゆるこういった相談が多いというところでためらいを生じて、その扶養照会によって保護の申請まで至ってないという部分が私はちょっと気になるところであります。今回の決算においては、そういうところを私の意見を理解してもらいたいというところであります。

はい。以上で、だからもっとこの件数によっては、先ほども言われた高齢者の自然減の亡くなった部分も理解はしますけど、これだけの相談者がいるとしたら保護の申請にまで至ってるのが、私はそういう考えであったわけです。

では、それだけです。以上です。

○早稲田委員

主要施策の成果についての76ページ、三島温泉健康交流施設運営費のウ、年度別利用料金収入の実績のその他というところは、売店の収入や健康教室参加料等の収入とあり

ますが、その他のもし売店収入と健康教室参加料の割合が分かれば教えてください。

○山根福祉総務課長

今、手元に資料がございません。誠に申し訳ございません。

○大田委員

決算書の93ページですかね。歳出の欄で社会福祉協議会補助金が4,296万円となっておりますが、前年度から1割程度減ったように思っておりますが、主な原因として人件費の減少が上げられると思うんですが、補助待遇となる人件費の概要とか、前年度の支出との比較について一応御説明願えたらと思うんですが。

○山根福祉総務課長

人件費補助につきましては、社会福祉協議会の組織運営を担う職員と地域福祉権利擁護事業に係る職員を対象に、給与及び手当等について支出を行っているところでございます。前年度との比較につきましては、令和元年度末に係長級職員1名を含む2名の正職員と臨時職員1名の計3名が退職されまして、令和2年度からは若手職員を年度当初より2名、令和2年10月より1名が採用された結果、正職員の人数は1名増となっておりますが、1人当たりの人件費は減少しており、累計で318万円の減額となっているところでございます。

○大田委員

1割ぐらい減ったと言ってる、人件費だけでそれだけ足るんですか。

○山根福祉総務課長

はい。人件費と、各種行事の中止であったり規模縮小もございますので、例えばの話なんですが、光市社協主催で11月にあいぱーくで開催しているふれあい・健康フェスティバルの開催運営費や、山口県社協主催で10月下旬頃県内持ち回りで開催している山口県総合社会福祉大会における表彰への出席者移動費などについても補助対象としておりますので、そういったものも中止になった関係で減少となっているところでございます。

○大田委員

人件費のと、今言われた各種行事とで減少になったと言っておられたんですが、多分、ふれあい・健康フェスティバルが一番大きかったんじゃないかと私の想像では思っております。だから、今後またコロナが明けたらふれあい・健康フェスティバルですかね、おっばいまつり、あれなんかがまた復活するから元に戻るんじゃないかと思っておりますから、よくそこんところは精査していつてもらいたいと思っております。

次に、決算書の104ページから107ページにかけて、特別定額給付金事業の給付に係る事業についてお聞きしたいと思っておりますが、特別定額給付金の給付までの流れで業者に委託している業務はどのようなものがあるのか、教えていただきたいと思っております。光市は今のところ、私が聞いておるところでは自分のところでされていたようにお聞きしてい

たのですが、委託についてお聞きしたいと思います。

○山根福祉総務課長

光市のほうで業者に委託したものにつきましては、主に給付金説明資料の印刷、送付用・返信用封筒の作成及び給付金決定通知書の封入封緘業務を市内業者のほうに委託をしたところでございます。

なお、先ほど委員からも御紹介頂きました、各世帯へ送付する給付金申請書の封入封緘作業であったり、返信された給付金申請書の開封、記載内容の確認作業は職員のほうで実施しているところでございます。

○大田委員

要するに、手紙を入れたりするのを一応頼んだり、印刷などで頼んだのが委託事業になったということでございますね。はい、分かりました。

以上です。

○田邊委員

97ページお願いします。中ほどの重度心身障害者医療費1億9,694万円、このカク福なんですけど、光市は何名おられるんです。

○山根福祉総務課長

重度心身障害者医療費の部分でございますかね。

○田邊委員

はい。

○山根福祉総務課長

すみません。主要政策の成果の70ページの2段目の表、ウ、重度心身障害者医療費助成ということで、延べ受給者数等は記載をさせていただいているところでございます。

○田邊委員

はい、分かりました。

それでは、一番下の難聴児の補聴器の購入6万3,000円なんですけど、これは難聴児は購入したのは何人ですか。実績。

○山根福祉総務課長

助成が述べ人員が2人ございまして、修理2件でございます。

○田邊委員

決算では2人ぐらいの修理をしたということですね。

ところでその難聴児の補聴器の購入、2人の修繕なんですけど、難聴児って把握した

人数とか分かるんですかね。難聴児って多いんですかね。それとも、多いのならこういったものはもっといるべきじゃないのかなと思うんですけど。

○山根福祉総務課長

主要施策の成果の63ページの身体障害者手帳保持者の状況を御覧いただきまして、表の2段目、聴覚平衡機能のところでは18歳未満のところを御参照いただけると。

○田邊委員

18歳未満ね。ああ、少ないわけね。

○山根福祉総務課長

難聴児となりますと。

○田邊委員

だから、この主要施策の63ページの18歳未満の2級と4級という形の2人という形でいいわけですか、理解は。

○山根福祉総務課長

すみません。先ほどの難聴児補聴器購入費につきましては、身体障害者手帳の取得の対象とならないが、補聴器の早期装着が自立生活のため望ましいと医師が判断した児童に対する補聴器購入費の助成でございますので、手帳とは関係ないところでございます。

○田邊委員

だから、今の言うのは、この表の身体障害者の方じゃなくて、医師の判断の上でその補聴器が必要とされた方の購入費の当たるところということですね。分かりました。

それで、難聴の方が159名おられるというところで、いわゆる難聴の方についての補聴器の購入については、カク福なんかのところで補助が出たりするんですか、それは。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○委員長

執行部まだ時間かかりますか。

○山根福祉総務課長

すみません。

主要施策の65ページで一番下、キの補装具費給付になります。表になります。

○田邊委員

これじゃな。

○山根福祉総務課長

はい。内訳、補聴器のところに記載がございますので、こちらのほうを御参照いただければと。

○田邊委員

はい、分かりました。

これは、この決算書でどこに出てくるんです。

○山根福祉総務課長

決算書の95ページで、3番目の自立支援給付事業のうちの補装具給付費というのが、12行目でございます。

○田邊委員

ここにあるわけね。

○山根福祉総務課長

補装具給付費、こちらのほうに上がってまいります。

○田邊委員

これは国の補助とかそういったものがあるか、ちょっと教えてほしいんですけど。それとも全てが一般財源なんですか。

○山根福祉総務課長

自立支援医療につきましては国の補助でございます。

○田邊委員

全部、全てですか。4分の3とか割合を教えてくださいなんですが。

○山根福祉総務課長

自立支援給付が4分の3でございます。

○田邊委員

はい、分かりました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山根福祉総務課長

先ほど、まず早稲田委員から御質問いただきました三島温泉健康交流施設の年度別の利用料金収入の中で、主要政策の成果の76ページの3段目の表、ウの年度別利用料金収

入の実績を御覧いただきまして、その他の769万6,000円のうち、売店収入と健康教室の実績についてご質問をいただきました。

まず、売店収入がこのうちの503万3,057円でございます。もう一点、健康教室は129万8,060円が令和2年度の実績でございます。

もう一点、田邊委員からの御質問で、自立支援給付の補助率というお尋ねをいただきました。私のほうで、先ほど4分の3とお答えしましたが、詳しくは国が2分の1、県が4分の1で合わせて4分の3の補助率でございます。大変失礼いたしました。

説 明：堺高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

今説明のありました西部憩いの家のエアコンのことなんですけれども、決算書103ページで、参考資料のほうは12ページと今説明があったんですけれども、故障により購入ということで一度に7台分というか、全部故障したということでしょうか。

○堺高齢者支援課長

エアコンの故障につきましては、設置が既に相当古い時期に設置しておりまして、最初に講座室のエアコンが壊れて3台購入をいたしました。その後、ほかに4台の会議室、事務室等のエアコンが故障したため、再度購入を4台したという状況でございます。

○早稲田委員

家電は不思議とばたばたと不調になるということは理解しておりまして、そういうクーラーとかは、先ほど会議室だとか部屋別に言われたので、それぞれの部屋で利用できるように設置してあるということによろしいでしょうか。

○堺高齢者支援課長

各部屋に必要な台数を設置しているということでございます。

○早稲田委員

古い建物で、建てられたら一斉管理というか、そういうのがあれば全体で直さなければいけなかったりして費用がかさむと思うんですけど、今回はそれぞれの部屋で故障したということで理解いたしました。

○大田委員

先ほども説明あったんですが、97ページの繰越明許費4,115万1,000円の説明あったんですが、もう少しちょっと説明をお願いしたいと思うんですが。

○堺高齢者支援課長

この繰越明許費は、先ほども言いましたグループホーム1施設の施設整備に関わる費

用で、ハード面の建物とソフト面の開設に関わる備品等を補助するものでございます。令和2年度に申請等いただき交付決定をし、開設に向けての準備、工事が始まりましたが、工事完成が次年度になることにより、全額が令和3年度への繰越明許になったというような状況でございます。

○大田委員

今の説明では、施設の備品なんかを購入というような説明があったと思うんですが、これは新設でなくて既存の施設に備品を購入されたということですか。

○堺高齢者支援課長

この対象となるグループホームは新設ということになります。新たに1施設新設されることになります。

○大田委員

新たにグループホーム新設されるということですが、これは備品の購入だけなんですか。それとも建物に対しても新設じゃったら補助があるんですか。

○堺高齢者支援課長

補助金は2種類ありまして、介護施設等整備補助金につきましてはハード面になりますので、建物の工事、設置に関わる費用が対象となります。備品というところでは、介護施設等開設準備経費補助金、こちらがソフト面で、対象が円滑な開所に向けた費用ということで、備品購入費や需用費、使用料や賃貸料などが対象となるものでございます。

○大田委員

その比率割合、すみませんが。

○堺高齢者支援課長

比率ということで、基準額で御説明をさせていただきます。

この補助金は、各施設の種類によって補助基準額が決められておりまして、今回のグループホームにつきましては、介護施設等整備補助金は今回予算ともなっております3,360万円が、1施設3,360万円が基準額となっております。

また、介護施設等開設準備経費につきましては、予算どおりの755万1,000円が基準額となっております。

○松村福祉保健部長

ただいまの説明の中の開設準備のほうは1床当たりという基準がありまして、1床当たり83万9,000円で、こちらの施設の場合、9床が対象となりますので、755万1,000円ということになります。

○大田委員

1床当たり83万9,000円じゃったですかね。それで9床で755万円、これは今言われた備品費の基準額、それとも建築費の基準。

○堺高齢者支援課長

今部長が説明いたしました1床83万9,000円の基準額は、介護施設等開設準備経費補助金の基準額となっております。

○大田委員

そうすると3,360万円は何の基準。

○堺高齢者支援課長

3,360万円は、介護施設等整備補助金、ハード面に關わる補助金となっております。

○大田委員

それがハード面による建築費だろうというふうに理解します。

グループホーム新たに開設されるということでございますが、この事業所というんですかね、あれはどこにできるんですか。

○堺高齢者支援課長

対象となる事業所の設置法人は、株式会社ニチイ学館で、事業所名はニチイケアセンター光岩田となっております、設置場所は和地区となっております。

○大田委員

了解しました。なかなか設置されるにもいろいろ補助金が出るというんで、管理するのも大変じゃろうと思いますが、今後ともよろしくお願いします。

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○清水委員

決算書の109ページになります。主要政策の成果は85ページになります。

その中の、ひとり親家庭等福祉支援事業、この中の高等職業訓練促進給付金582万2,000円のところなんですが、先ほど説明ありましたが、もう少し具体的に内容を教えていただけたらと思います。お願いします。

○和久子ども相談担当課長

高等職業訓練促進給付金について説明をさせていただきます。

高等職業訓練促進給付金とは、ひとり親家庭の父または母の経済的自立を目的として、

看護師等の就職に有利な資格を取得するために1年以上養成機関において修業する場合に生活費の負担を軽減するために支給されるものです。

令和2年度につきましては5名の方が申請をされまして、取得予定資格といたしましては看護師を希望されている方が4名、保健師を希望されている方が1名となっております。

○清水委員

1月当たり幾らから幾らの給付があるんでしょうか。

○和久子ども相談担当課長

非課税世帯と課税世帯で金額が異なっておりまして、非課税世帯の方は月に10万円、課税世帯が7万5,000円となっております。いずれも就学の最終学年は、1か月に4万円の増額ということになっております。

以上です。

○清水委員

これは、期間というのは1年以上ということであるんですけど、上限、いつまで、何年以内というのはあるんでしょうか。

○和久子ども相談担当課長

上限は48月、最大で4年間となっております。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。

ちなみに、この580万2,200円というのは全て一般財源からなんですか。

○和久子ども相談担当課長

国の補助金が4分の3ございます。

○清水委員

あと、令和2年度は5件がこちら決まっているということなんですが、ざっくりでもいいんですけど、相談ベース、これはどういう制度なんですかとか、これを使いたいんだみたいなですね、そういった相談に来られる人、そういった相談件数がもし分かれば教えていただければと思います。

○和久子ども相談担当課長

制度の御案内はひとり親家庭の方にしております。具体的に相談があったということになりますと、令和2年度で新規の方ということになれば2名いらっしゃったと把握しております。

○清水委員

ちなみにこれ、すごくいい制度だと思っておって、そういった、例えば看護師の学校に通うと、ひとり親の親御さんが通って、非課税世帯だったら毎月10万円給付してもらえるよという内容のものなんですけど、それで光市に定住している方だとは思いますが、その後、例えば定住の条件というか、何年間は光市にいないといけないよみたいな、条件というのは何かあるんでしょうか。

○和久子ども相談担当課長

そういった制限は特にございません。

○清水委員

はい、分かりました。

ひとり親家庭の方が、こういった看護師とか介護士とかに積極的に就職できるという非常にいい制度だと思うんですが、たまたま、知り合いの方でこれを利用したという方がいらっしやって話を聞いたら、やっぱり、学校に入る入学試験を受けるまでというのは何も補助とかはないわけじゃないですか。ですって働きながら、家に帰ってきて家事とか家のことをやって、で、そこから勉強をしてというので、この入学されるまでも非常に苦労があったと。なので、その辺りも今後、この制度を使いたいよという人がおられたら、例えば教材費とか、前もって教材を支給するとか、何かそういった勉強しやすい環境というか、負担がないような、もっと積極的に、前向きに利用される方が増えるような何か取組というのもぜひ考えていただきたいなと思います。この制度すごくいい制度だと思うので、検討をお願いしたいと、要望としておきます。

以上です。

○早稲田委員

主要施策の成果についての83ページの子ども相談事業の総合相談事業、ア、相談内容別の項目のところ、子育て相談、育児相談、保健相談等のところが平成30年、令和元年より若干増えているんですけども、増加の、何か傾向といいますか、理由とか分ければ教えてください。

○和久子ども相談担当課長

この子育て相談の件数の増加につきましては、令和2年10月から、産前産後サポーター派遣事業が開始されたことに伴いまして、サポートを希望する子育て家庭からの相談や、市が委託したヘルパー派遣事業所とのサービスの調整に係る相談が増加したものとなっております。

以上です。

○早稲田委員

令和2年10月からスタートの産前産後サポーター派遣事業もここに数字が入っている

ということで、とてもよい事業だと思います。やっぱり妊産婦さんとかは、とても、まあ、心身ともに不安定になるところがあると思いますので、この事業がどんどん広がっていけばいいなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田邊委員

児童保育費です。決算書は111ページお願いします。

児童保育費は全体で12億2,300万円ですかね、これの中で、特定保育、11ページの下から5行目、特定保育・保育施設運営事業11億3,861万円か、これは令和元年度消費税が10%に、導入のときに、国のほうで元年の10月から幼児教育保育の無償化がスタートしたというところではありますけど、先ほどの説明がありましたが、この辺りは令和元年は国が全額負担ということがあったと記憶にあります。令和2年度からは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1との今の説明がありました。この光市の保育園、幼稚園の児童数と無償化の対象児童数を、今現在というか、その、ある数字でお示ししていただきたいというところをお願いします。

○西村子ども家庭課長

今、9月1日時点で御説明いたします。

光市の児童のうち、幼稚園、保育園、認定こども園に入所している児童は1,498人です。また、そのうち、無償化の対象となっております人数が1,285人で、率にしますと85.8%となっております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。住民税非課税の部分については教えてもらいたいんですけど、その辺りをお願いします。

○西村子ども家庭課長

幼児教育の無償化につきましては3歳から5歳までの年齢の児童が対象となっております。それで先ほど委員が言われました、住民税非課税世帯はゼロ歳から2歳までの保育園の児童でございます、41名でございます。

以上です。

○田邊委員

それで、あと、この辺りの無償化になって、実質の光市のこの影響額、これは幾らになったのか。令和元年は国が全額負担という形ではありましたが、令和2年度からは市が4分の1という形なんですけど、実質のその影響額、また、無償化前と比べて市の持ち出しは幾らなんですか。その辺りをお願いします。

○西村子ども家庭課長

委員御紹介のとおり、令和元年度は国が全額10分の10持ちましたので、平成30年度と

の比較で答えさせていただきます。

歳入のほうで、保護者の方から頂いていた保育料が約1億5,000万円の減少、今度は国と県からの交付金が2億3,000万円の増加ということで、歳入につきましては約8,000万円増加しております。

また、歳出につきましては、市から幼稚園、保育園への支払いは1億5,000万円増加しております。それが全体でございます。その中で、無償化に伴う市の影響で、市の一財といいますか、市の負担がどれぐらい増えたかということでございますが、約3,500万円ほど増加しております。

以上でございます。

○田邊委員

それで、市の負担は約3,500万円であったというところで、ちょっと少ないように思うんですけど、その、少ないところの説明をお願いしたい。何で、少ないのかなというところを理解したいのでよろしくお願いします。

○西村子ども家庭課長

先ほども申しあげましたけども、保育料が1億5,000万円ほど減ったんですけども、国2分の1、県4分の1の部分が増えたこととかもありまして、ちょっとざっくりなんですけど、トータルでいうと3,500万円ほど市の持ち出しが増えたということでございます。

○田邊委員

光市は以前からこういった形でやっていたというのもお聞きしますが、その辺りも説明をちょっとお願いしたいんですけど。

○西村子ども家庭課長

主要施策の88ページをお願いいたします。

こちらに（ア）で、保育料の国基準と差額に伴う保護者負担の軽減というところがございます。こちらが一番左が国の保育基準というのがございまして、要は、これだけ保育料は取っていいよというのがこちらでございまして、それと、その右側に市の保育基準というのがありまして、もう無償化の以前から、国の基準に対して本市の場合相当低く保育料を設定しておりました。そういったことで3,500万円程度の増加で収まっているといたら失礼なんですけど、それぐらいで済んだということでございます。

○田邊委員

分かりました。この表があれば、その3,500万円の影響額というのがよく分かったんで、はい、分かりました。

以上です。

○大田委員

決算書の107ページですかね、多分、主要施策の81ページと思うんですが、新規事業だったと思うんですが、産前産後サポートの派遣事業委託料について、市内の指定訪問介護者からサポーターが派遣されているという、たしか説明されてたと思うんですが、それに登録されている事業者数を教えていただきたいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

この事業を実施するに当たりまして市内の事業所に御案内を差し上げましたところ、現在4事業所が登録されております。

以上でございます。

○大田委員

それと利用者のほうも教えてほしいんですが。

○西村子ども家庭課長

昨年度は10月からの半月でございますが、利用者は3名、延べ件数として31件でございます。

以上でございます。

○大田委員

10月からじゃが、利用者が3名と、それで延べ31件あったと今答弁であったんですが、業務としては相談とか育児支援、家事支援ですかね、3つあるんですが、ニーズ的にはどれぐらいになっておるんでしょうか。

○西村子ども家庭課長

只今委員御紹介のとおり、「相談支援」、「育児支援」、「家事支援」と3つございます。「家事支援」が6割、18件、「育児支援」が4割で13件、計31件でございます。

○大田委員

それで、育児支援と家事支援で4割と6割ということでございますが、この産前産後サポートの派遣事業は利用者の要望に合わせた支援を行っているように私はお聞きしておるんですよ。まあ、効果があるはずでございますので、実際の利用者からの反応というか意見等がありましたら教えてください。

○西村子ども家庭課長

この制度は日中に育児の支援がない方に対する制度でございますが、申請時には、とても困っている、不安であるという状況というのを聞いております。また、こういった産前産後サポーターの手助けにより、助かりますという利用者の意見の声を頂いています。

私どもといたしましては、家庭内における見えない負担をこの産前産後サポーターが共有することで、妊産婦さんの肉体的、精神的負担の軽減につながっているのではない

かなと考えております。

以上です。

○大田委員

今肉体的、精神的な負担の軽減につながっているということでありました。ぜひとも、利用者がおられる限り今後もサポートよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、主要施策の83ページから84ページにかけてであります。要保護児童対策地域協議会についてであります。アの相談種類件数の表の中で、擁護相談、児童虐待の内訳で全国的な傾向と同じ、約8割が心理的虐待ほかだとの説明があったように思っております。

それで、その他の項で29件とありますが、どのような相談内容なのか差し支えない程度で教えてほしいと思うんですが。

○和久子ども相談担当課長

養護相談とは、児童虐待や養育困難、家庭環境に課題があるといった内容の相談となっております。養護相談のうち、その他に該当するものは、主に家庭の養育環境に課題があり、改善が必要なケースに関する相談となっております。

具体的には、子どもが健康を損なうほどではないけれども不衛生な環境で養育されているといったケースや、保護者の養育能力に課題があり、適切な養育ができていないケースなどとなっております。いずれにしましても、保護者に問題意識がなかったり、保護者も子どもも課題を抱えていたりするケースが多くなっており、解決が難しい傾向にあります。

以上です。

○大田委員

保護者自身に問題意識がないということであつたら、なかなか、物すごい難しい問題になってくると思うんですよね。やから今後とも、それに対してから辛抱強く対応しなくちゃいけないと思っておりますので、ぜひともそのところはよろしくお願ひしたいと思っております。

また、次に、決算書の109ページですか、ひとり親家庭新入学児童学用品給付費46万7,610円ですかね。令和3年度の3月議会においては、令和2年度で、たしか廃止されるということをお伺いしております。このたびの決算において最終年度だろうと思っております。何人からの申請があつたのか、また前年度と比べての比較、申請者に対しての人数の違いとか、それが分かつたら教えてほしいんですが。

○和久子ども相談担当課長

令和2年度の申請者は13名でございまして、令和元年度が19名でございましたので6名の減少となっております。

以上です。

○大田委員

たしかこれはランドセルを配付される事業ですよ。それで6人減と。それでまた、この令和2年度で廃止するというのは、何かその理由というのがあると思うんですよ。それは19人から13人と6人も減になったとかいうような理由もあるでしょうけど、まだいろいろほかに理由があると思うんですが、そのところ説明をお願いしたいと思うんですが。

○和久子ども相談担当課長

理由は4点ございます。

まず、1点目は、新入学児童の就学援助の充実ということで、就学援助費が入学前の2月末に支給をされることになりましたので、この就学援助費を入学準備に充てることができるようになったことです。

2点目は、ひとり親家庭への経済的支援の充実ということで、児童扶養手当制度が充実しまして、支払月が2か月に1回に変更になったことや、第2子以降加算額の増額がされたことにより、家計管理もしやすくなっているということが理由になっております。

3点目は、ひとり親家庭の意識の変化ということで、市が支給するランドセルは好みではない、これだったら要らないと言われる方が数名いらっしゃったということです。

最後に、4点目ですが、ランドセル市場の変化ということで、今ランドセルの販売時期が早まってきていたり、十数年前まではランドセルの色は、赤と黒しかなかったものが、現在は色だけでなく形など、種類が増えておりまして、3点目の意識の変化とも関連をしますが、今の時代のニーズにそぐわなくなったことから廃止といたしました。

以上です。

○大田委員

入学時の支援援助が6月ぐらいじゃったですかね、配給が2月に早まったということで財政的にも余裕ができた。また、支援の充実で、4か月か3か月に一遍だったのが2か月に一遍の支給になった。それからまた、意識の変化された、またランドセルも赤と黒じゃったのが、いろんな色があって好みが出てくる。だからもう支給しても要らないと言われるというようなことじゃったと思うんですよ。それだから今度の令和2年度でひとり親家庭新入学児童に対するのを打ち切ったと、そういうことで理解はしたんですが、要するに、ひとり親家庭でどうしても生活援助が必要なところに対しては十分な支給ができるようにこれからもよろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。終わります。

説 明：田中健康政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

決算書127ページ、主要施策は126ページ、休日診療所運営事業についてなんですけど、

これについては前年度より人数が減っております。868人という形なんですけど、これについての説明をお願いしたいと。

○田中健康政策担当次長

休日診療所の受診者数の減についての御質問でございますが、受診者減の主なものはコロナの影響による受診控え、また、冬季にインフルエンザ等が流行しなかったためと考えております。

○田邊委員

当初予算ではそれよりは232万円幾らなり補正で落としておりますけど、そういった形で予算を組んだとこの根拠など、ちょっと分かりますか。

○田中健康政策担当次長

補正で減額いたしましたのは医薬材料費が主なところでございますが、医薬材料費につきましては、毎年インフルエンザの流行を見越してインフルエンザ用の検査キットや薬剤等も購入をしておりましたが、購入をせず様子を見て、実際に検査もありませんでしたので購入をしなかったというところが減額の主なものでございます。

○田邊委員

分かりました。コロナの影響とインフルエンザということで理解しました。

○大田委員

131ページですかね、地域外来検査センター運営事業費484万3,803円ですか。説明では県から委託を受けられまして、昨年10月に開設され、25件の検体を採取されたとの説明だったと思いますが、センター機能として、当初検査体制はどのように整えていたのか、まずはお知らせください。

○田中健康政策担当次長

地域外来検査センターは10月1日に開設いたしましたけど、当初の検査する体制といたしましては毎週火曜日と木曜日の午後1時から3時までの2時間で、1日12件の検体採取体制を取っており、令和2年度で最大624件の検査に対応可能な体制としておりました。

○大田委員

今624件の対応を考えておいたという答弁であったと思うんですけど、624件から、今25件の検査を実際にしたとなるんですけど、実績としましては大きく下回ったわけでございますよね。そこのところの見解をお示ししてほしいんですけど。

○田中健康政策担当次長

検査対象者が、見込みよりかなり下回ったということでございます。

○大田委員

そりゃ、確かにそうですよね。そりゃ、確かにそうで、まあ、実際に、結果的にはそんなになったということでございますが、検査センターを設置される時も、たしか説明があったと思うんですが、もう一度お聞きしたいと思っております。検査センターで検査ができる要件、説明があったと思うんですが、もう一度教えてください。

○田中健康政策担当次長

検査センターで検査ができる要件でございますが、かかりつけの医療機関、登録の医療機関を受診されて、医師が検査が必要と判断した場合に検査センターの利用が可能という形になります。

○大田委員

登録されている医療機関にかかって、それで検査が必要と判断において検査ができるということでございますが、検査センター以外で検査ができる環境というものもたしかあると思うんですが、そういう事例があったら教えてもらいたいんですが。

○田中健康政策担当次長

検査センター以外で検査が行える環境ということでございますが、発熱患者等の診察または検査を行う診療検査医療機関等で実施している抗原検査やPCR検査があります。また、濃厚接触者となった場合は保健所ルートでの検査がございます。また、無症状の方の場合、例えば山口県保健予防協会や一部の病院や診療所において、実費で検査が行える環境というのもございます。

費用的には、保健所や地域外来検査センター等で実施する検査は行政検査という位置づけになり、費用は全額公費負担となりますが、それ以外の無症状の方の検査は基本的に本人負担となっております。

○大田委員

行政検査であれば公費で負担をしてもらえると、まあ、行政検査以外では本人の負担ということで、今たしか答弁あったと思うんですが、行政検査の要件というのは一体何でしょうか。

○田中健康政策担当次長

行政検査の要件でございますが、大きく4つあります。

まず、1つ目として新型コロナウイルス感染症の患者であること、2つ目として当該感染症の無症状病原体保有者、3つ目として当該感染症の疑似症患者、4つ目として当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者となっております。また、この4つ目の中に濃厚接触者や濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられている状況にある者が併せて含まれるという形になっております。

○大田委員

行政検査で4つあってから、実際新型コロナにかかっている人とか、疑似患者とか、濃厚接触者とか、それに疑う正当な理由があるのが行政検査の対象になるということでございますが、たら、そういうなのを受けて、対象となって受けて、行政検査をされて、患者としても個人負担がなくて受けられておるということで解釈をいたしました。

また、そうすると今後も、この地域外来検査センターの運営ちゅうのは、今後どういうふうに考えておられるのか教えてもらいたいんですが。

○田中健康政策担当次長

今後の地域外来検査センターの運営についてでございますが、こちらのセンターは県からの受託事業であります。現段階では県からは特に通知等受けておりませんので、今後も継続して検査を実施していく予定としております。

○大田委員

今は県からの受託事業で、県が廃止でない限りは今後ずっと続けていくというような答弁じゃったと思うんですが、それはまあ、一応了解しました。で、よろしくお願ひしたいと思います。

しかし、検査は行政機関であって、その対象者となることについてはある程度のハードルが高いこともまた先ほどの答弁でもお聞きしましたが、ウイルスが変異している中で感染したのではないかとの不安を抱いている市民も結構多いと思われまます。

他市の事例では、市独自でPCR検査の助成とか無料というのが実施されたと、そういう自治体があるというふうにお聞きしておるんですが、光市としてはそういった事例を承知されておられるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○田中健康政策担当次長

無症状で無料の検査等を行っている自治体等の情報はある程度持っております。

○大田委員

だったら、そうすると、情報を持ってて、それで、それが市のほうでも適用をされるようにはお願ひしたいと思うんですが、そういうなんで、県内でも現在のような検査センターを実施している自治体はたしかあると思うんですが、あったら教えてほしいんですが。

○田中健康政策担当次長

県内におきましては、まず、県において、10月末まで、無症状でありますけれど感染への不安がある方に対する無料のPCR検査を県内9か所で実施されております。こちらについては、御相談があったときに市民の方にも今現在も御紹介しているような状況です。

そのほかに、自治体ということでは萩市が、9月下旬から11月中旬まで、無料のPCR検査を無症状であるけれども不安がある方で検査を希望する方に検査を実施されてい

るという情報を得ております。

○大田委員

PCR検査で、9か所で、一応対応取っていると。また、萩市でも9月から11月の中頃まではそういう検査を希望する方には実施しているというような答弁であったと思います。その期間は検査が可能ということであるわけであります。

しかし先ほども申しましたように、現状では無症状であるが不安があるという場合には本人の負担で検査を受けなければならない状況は今後も続いていくと思われるんですが、無料のPCR検査を光市としましては実施することについてのお考えはありますか、お聞きしたいと思えます。

○田中健康政策担当次長

本市におきましては市民の皆さんの御協力も頂いて、まだ今、現在までクラスターの発生等もございませんし、1日の感染者数も抑えられている状況があらうかと思えます。委員が言われる無料のPCR検査については、そのときの安心は得られますが、そのときの検査ということに限られてきます。また、検査をすることに対しても、一定の費用もかかってくるということもございませぬ。

本市におきましては現在進めているワクチン接種をさらに多くの市民に受けていただいて、感染の発生を抑制する方向に注力をしていきたいということで、今現在は、無料のPCR検査の計画は考えていないところでございませぬ。

○大田委員

予防するので一定の費用が必要であると。だから現在、そのまま進めているが、光市としましてはワクチン接種をさらに市民に受けてもらって、感染の発生を制御する方向に今は向いているというような答弁であったと思えます。

しかし市民の皆様は、今自分がかかっているかどうかちゅうのがどうしても心配するんですよね。もし自分がかかって、他人にうつしちゃいけないという考えてしまうのがあると思うんですよ。そのところを市の執行部のほうとしてもお含みおきをお願いしたいと思っております。

今後とも、市民が不安感を持たれないように適切な情報を発信するとともに、必要な対策を適時取っていただくよう今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、119ページですかね、決算書の、牛島診療所についてでございます。

令和2年度から牛島診療所は市の直営となったと思っております。指定管理者との運営費の比較についてお示ししてほしいと思っておりますが。

○田中健康政策担当次長

決算書119ページの説明欄の牛島保健衛生事業のうち、一番下の行の自動体外式除細動器借上料と、その3行上の清掃委託料、その上の消防用設備保守点検委託料は指定管理料の経費に含まれていなかったの、これを除いた額が255万5,000円となります。この255万5,000円から、先ほども御説明いたしました、決算書の23ページの牛島診療所

診療代と、51ページの一番下の段の、備考欄の下から5行目の牛島診療所予防接種委託料、これはインフルエンザの予防接種等になります。その下の牛島診療所予防接種自己負担金などの歳入を差し引くと、84万3,000円となります。令和2年度は受診者数の減少等があったという状況もございますが、令和元年度の指定管理料決算額が80万4,000円でしたので、3万9,000円の増額という状況でございました。

○大田委員

80万円、3万9,000円の、直営になったらそれだけ多ゆうなったんじやが、あまり変わらないから直営で、もう今後やっていこうかなという考えだろうと思います。

受診者も少し減っているようにお聞きしておるんですが、やっぱり牛島地区もコロナの影響を受けたんでしょうかね。

○田中健康政策担当次長

牛島診療所の受診者の減少については、コロナの影響も一部あったかとは思いますが、そちらより島民の減少という部分のほうが大きいかと思われま。

○大田委員

今答弁があったように、島民の減少しているのだから患者も少し減少したのではないかという執行部の考え方ですいね。

まあ、離島の牛島診療所の適切な運営管理には今後とも引き続き、どうしても島民がおるんだから、その健康管理、気をつけて、今後も診療所の運営やっていってもらいたいと思いますからよろしくお願いします。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

少し気になったんで、決算書102ページ、主要施策が76ページです。

三島温泉健康交流施設運営費、当初予算が1,800万円であって、補正予算500万円、これはコロナの国の地方創生臨時交付金を活用して2,000万円と、営業に対しての3,000万円を支給したというところで、予備費289万円とトータルで2,594万円であります。

そして、この説明備考欄で民生費、社会福祉費、総合福祉センター運営費から流用、あいぱ一くの予算より流用の32万5,000円、そして予備費の充用が256万8,000円でありますというところで、76ページの主要施策のウ、年度別利用料金収入実績、前年度は5,134万5,000円のあたりであります。そして、令和2年度は3,878万円、差引き1,256万円の収入減であると。このあたりで、全体の説明をもう一度詳しくお願いしたいと。

○山根福祉総務課長

1,256万円の減となっているところにつきましては、コロナ禍により41営業日、休業のお願いをしております。その関係で、先ほど委員は2,000万円、3,000万円とおっしゃ

られましたが、200万円、300万で、合計500万円で、内訳としましては、休業協力金が200万円、営業継続支援金が300万円ということで、1,256万円には当然届きませんけれども、こちらのほうから41営業日の補償といいますか、お支払いをさせていただいているところがまず1点でございます。

それと、総合福祉センター管理運営事業から流用の件を触れられましたが、32万5,000円の流用のうち、20万2,000円をゆーぱーくの燃料費に流用をかけております。残りの12万3,000円につきましては、光熱水費のほうに流用をかけているということと、もう1点が、予備費からの充用で256万8,000円につきましては、これは全額エコキュートの修繕、取替えといいますか、そちらのほうに充てさせていただいているところでございます。

○田邊委員

燃料費は……。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○山根福祉総務課長

先ほどの説明が異なっておりました。総合福祉センターの燃料費のほうから20万2,000円と、光熱水費から12万3,000円をゆーぱーくの修繕料のほうに流用をかけているところです。

申し訳ございません。

○田邊委員

だから、あいぱーくの予算から、修繕料のほうに32万5,000円をかけたよという理解でありますか。

○山根福祉総務課長

すみません、そのとおりでございます。

○田邊委員

だから、その修繕料は具体的にどういった内容なんですか

○山根福祉総務課長

細かく説明をさせていただきますと、予算時には営繕計画に基づくものということで、おおむね250万円程度、リスク分担、これは20万円以上の修繕を市の負担ということにしておりますので、こちらのほうに50万円ということで、300万円予算計上させていただいているところでございますが、令和2年度につきましては、営繕計画に基づく修繕につきましては、脱衣室のリラックスコーナー系統の圧縮機の交換、洋風呂小の循環ポンプ、薬液タンクの修繕、温風ファン部品交換、家族風呂のオーバーフローポンプの交換、ヘアキャッチャーバスケットの交換をしております。緊急対応というところでは、

岩風呂小循環オーバーフローポンプ、それとエコキュート、これ実は2回に分けて修繕をかけておりまして、夏に応急手当てをしております。エコキュートの修理がその1回と取替えという形になりましたが、予算充用をかけてのエコキュートの修繕、それに換気扇のダクトの修繕をしているところでございます。

○田邊委員

今、全体で300万円ですか。

○山根福祉総務課長

当初予算が300万円でございます。

○田邊委員

この2つの額が調定額という形で考えてよろしいわけです。だから、289万3,000円という形になるんですけど。

○山根福祉総務課長

支出済額の合計は、当初の300万円に289万2,951円の流用、充用を含めまして589万2,951円という決算額になっていると思います。

○田邊委員

いや、ちょっと待って。500万円というのほどこに出てくる。ちょっとこれ、32万5,000円と256万8,000円足したら289万3,000円ということなんですけど、修繕料のところがまた入ってくるわけですか。

○山根福祉総務課長

修繕料のほうに予備費から充用が256万8,000円、それと、総合福祉センター管理運営事業から32万5,000円流用をかけておりますので、額を当初予算にそちらの額を足したものが決算額の修繕料になってくるものと考えております。

○田邊委員

分かりました。大変なやりくりをしておるのは分かりましたけど、先ほど、執行部が言われた営繕計画という部分というのはどのあたりなんですか

○山根福祉総務課長

営繕計画に基づいて当初予定をしていたものが、先ほどお伝えしましたとおり、脱衣室のリラックスコーナー系統の圧縮機の交換であったり、洋風呂小の循環ポンプの修繕、それと薬液タンクの修繕、それと温風ファンの部品交換、それに家族風呂のオーバーフローポンプの交換、ヘアキャッチャーバスケットの交換あたりが営繕計画に基づいて当初から予定をしておいたものでございます。

○田邊委員

だから、当初予定した計画以上のものが壊れたという考え方でいいわけですか。

○山根福祉総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

過去には壊れた実績、これは何年か、短い期間で結構壊れると聞くんですけど、ボイラーの関係、あの辺りはどう考えておられますか。

○山根福祉総務課長

おおむね営繕計画に基づいて対応はさせていただいておりますが、やはり例えば令和元年度におきましても50万円程度の緊急対応はさせていただいているところです。中身につきましては、令和元年度も洋風呂大の循環ポンプであったり、浴槽の加温ポンプなどを緊急的に修繕させていただいております。

○田邊委員

令和2年度決算は予備費から充用と、ほかから流用したというようなことがあったと。壊れやすいものについての改善策というのは、毎回毎回こういった決算で2年置きに出てくるとか、そういったのは執行部はどう考えておられるんですか。

○山根福祉総務課長

どうしても水回りでございますので、なかなか予定どおりというわけにはまいりません。ですので、指定管理者と双方確認をしながら、営業を止めるわけにはまいりませんので、細かくチェックをしながら、必要に応じて修繕をさせていただいているところでございます。

○田邊委員

その程度の答えなんでしょうけど、もっと壊れないようなそういったものを考えていくとか、それは双方で考えていくと私はよろしいかなと思うんで、決算書でこういう形が出てくると、やっぱり聞きたくなるわけですが、だからそういうとこを気をつけてください。お願いします。

以上です。

○早稲田委員

決算書の99ページ、主要施策の成果72ページの老人福祉費の居宅生活支援事業で、最初に説明がありまして、ちょっと確認のようになってしまうんですけども、もともとこの事業には700万円程度の予算が計上されていて、決算書では491万円程度になっているのは、寝具乾燥消毒サービスとかそういうのがコロナ禍であまりなかったからと先ほどの説明でお伺いしたんですけども、主要施策の成果の72ページの表を見ると、コロ

ナ禍においても高齢者の福祉送迎事業のほうは数字が令和元年度より伸びておりまして、ゆーぱーくもたしか何日間かは閉館のときがあったかと思うんですが、伸びているということは、こちらはすごくニーズがあるというか、どのように考えておられるかというのと、ゆーぱーく経由でどこか始点と終点のどこかで高齢者の方が立ち寄る可能性がある場所があるのでしょうか。

○堺高齢者支援課長

高齢者福祉送迎事業の件につきましては、まずこの事業は三島温泉健康交流施設と市内3か所の拠点施設、東部憩いの家、西部憩いの家、大和コミュニティーセンターを結んで無料で送迎を行うものになっております。

今回、利用者のほうが増えたというところにつきましては、各憩いの家等に周知をしたということもありまして、利用者が増えたのではないかなと考えております。

○早稲田委員

コロナ禍においてもここはちょっと増えていたので、市民の方々がやはり無料ということもあって利用しやすいのかなと思うので、ちょっと伸びるところかなと見ておりますので、積極的に周知、さらに励んでもらえたらなと思います。

以上です。

討 論

○田邊委員

追加認定第5号令和2年度光市一般会計歳入歳出決算、福祉保健部所管分に対して反対討論を行います。

自立支援事業、令和元年度97人、268人であるというのは、私先ほども質疑いたしました。生活保護については、最後のセーフティーネットと言われる生活保護制度が2013年度から段階的に生活扶助基準や、また冬季加算が引き下げられ、利用者の生活は厳しさを増しております。食事を1日3回取らず1回にしている、また、光熱費の節約など、もう削られるところはないという状況であります。

政府は、母子加算、児童養育加算を含む生活保護扶助基準の引下げを実施してきました。生活保護を受けるきっかけは、病気で仕事ができなくなったり、家族の介護で退職したが自身も発病して収入がなくなったなど、昨今では新型コロナウイルス感染症などの影響によるものなど、誰にでも起こり得る病気や失業という要因をきっかけに悪循環に陥った結果であります。

働けるのに働かないとか、制度に甘えているとかという一部指摘とは程遠い現実があります。日本の生活保護捕捉率は2割以下であり、生活保護を使えない皆さんなど、一般低所得世帯、いわゆる生活困窮者への支援も大事な政治の仕事であります。

さらに、生活保護基準は就学援助など各種福祉、子育て支援サービスの基準額とも連動しており、2013年度の基準引下げのときも多くの自治体で生活保護基準の引下げが就学援助基準の引下げの根拠とされています。国は、憲法25条に定めた健康で文化的な最低限度の生活を保障する義務があります。生存権そのものを侵害するものであります。

令和2年度光市歳入歳出決算においては、先ほども質疑いたしました、生活困窮者の相談数は極端に増加しておりますが、生活保護受給者は減少している。これは、生活保護の申請に至るまでの過程に問題があるのではないかと考えられます。

昨年、コロナ禍で広がる生活困窮に最終的には生活保護という仕組みもと応じた菅首相の国会答弁をきっかけに、生活保護の在り方が問われております。申請時の扶養義務者照会が申請をためらう原因になっており、生活保護申請がなされないから生活保護受給者の減少につながる要因の一つではないかと私は考えております。

この扶養照会の根拠となっているものは、民法上の扶養義務者の扶養が保護に優先すると定めた生活保護の規定であります。しかし、これは仕送りなどを受けた場合、その分だけの保護費を減らすという意味とされ、保護を受ける上での要件ではないものであります。

生活保護受給者の減少は、生活保護受給要件があるにもかかわらず、生活保護の受給手続に関して問題があるから減少している。そのため、年々生活保護者の扶助費も減少しており、令和2年度光市歳入歳出決算は、生活保護の受給手続に関して問題があることを私は指摘しまして、反対討論を終わります。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

②追加認定第7号 令和2年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：堺高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○西崎委員

決算書223ページ、成果については274ページです。

介護保険の上から3番目の滞納繰越分、これは不納欠損額が575万円になるわけです。それから、今の成果についての274ページを見ますと、収納率13.32%、被保険者数278名になっておりまして、極端に収納率が下がっておりますが、理由をまずお尋ねします。

○堺高齢者支援課長

まず、過年度分の普通徴収の収納率が低い理由についてですけれども、まず、介護保険の保険料の納める方法として、年金額が年額18万円以上の方は基本的には年金天引きということになりますので、特別徴収の収納率は100%になっております。普通徴収の方は、ほとんどの方の中で年金額が年額18万円未満の方が普通徴収となりまして、この方たちの中で滞納をしている方が278人となっておりますが、この方たちはそもそも生活費に余裕がないというようなことで、なかなかお話をしても保険料を納めることが難しい現状にあります。

○西崎委員

これは介護保険を受ける、サービスを受けるときの滞納者は何か不利益があるんでしょうか。

○堺高齢者支援課長

介護保険料を滞納している方が介護保険サービスを利用する場合の不利益、ペナルティーについてですが、滞納した期間によってどのぐらいの期間を設けるかというのは、一定の計算式がありますけれども、介護サービスの利用で一般的には1割負担とか、自己負担が発生しますが、それが一定期間、1割、2割の方は3割、3割の方は4割と負担割合が大きく増えるようになります。

また、介護保険サービスの軽減措置の食費とか生活費など減額をする制度や高額サービス費の払戻しというサービスも一定期間受けられないというようなペナルティーがございます。

○西崎委員

よく分かりましたが、最後に、5年以上滞納した方は、消滅時効か何かによって免れることができるんでしょうか。保険料を5年も6年も滞納し続けることはできませんでしょうか。

○堺高齢者支援課長

介護保険料の場合は、介護保険法の規定によって時効が2年となっておりますので、2年間保険料を払わなければ、先ほども言いました不納欠損ということで処理をいたしますので、もうそれ以降は払うことができないというような形になっております。2年間以内であれば払えますが、それ以降であれば払いたくても払えないというような形になっております。

○西崎委員

よく分かりましたが、大変一般の税なんかに比べたら短い、消滅時効が発生する2年ともいうことで、ちょっとびっくりしましたけど、市としたら欠損額がかなりの額になりますよね。1,000万円からもう500万円ぐらいになるんでしょう。1年で500万円ぐらい。これは大変な欠損額だと思います。よく分かりました。ありがとうございます。

○委員長

特に金額は確認しなくてもいいですか。

○西崎委員

いいです。

○田邊委員

今、質問があったんですけど、年金の自動引き落としと普通徴収の部分は、年収が18万円ということ、あれ。年収が全体の。どういうことですか。あそこのところをちょっと今の聞きたいんですけど。

○堺高齢者支援課長

年金額が年額18万円以上の場合は基本的には特別徴収、年金額が年額18万円未満などの場合は普通徴収ということになっております。

○田邊委員

分かりました。

それで、質問に入ります。主要施策278頁をお願いいたします。

令和2年度介護特別会計の歳入歳出決算によりますと、介護サービスの自己負担額が所得に応じて1割から3割に利用者の負担がありますが、まず、利用者負担が2割、3割の人がどれぐらいおられるかを教えてもらいたいです。お願いします。

○堺高齢者支援課長

自己負担割合の人数ということですが、人数の把握がちょっと難しいため、割合でお答えさせていただきます。

毎年、7月に介護認定等を受けている人に負担割合証を送付しており、そのときの割合で申しますと、2割負担の方が約6%、3割負担の方が約3%となっております。

○田邊委員

私が3月の一般質問を行ったときの答弁内容があるんですが、この推計値として2割負担は1,000人、3割負担は600人程度であると、2019年度の決算ベースで自己負担総額が約4,560万円増加しているというところなんですけど、今ちょっと知りたかったのは、年々自己負担額は増加しているのかということなんですけど、そのあたりはどうです。

○堺高齢者支援課長

個人の自己負担額についてということでお答えを申しますと、個人に関しては介護報酬等の改正により高くなったりすると、自己負担額が増えてきます。

○田邊委員

だから、年々増加傾向にはあるよというところは明らかであるというところは明らかなんですか。

○堺高齢者支援課長

年々、介護報酬の3年間に1回の介護報酬の改正があり、サービスの単位数も上がってきておりますので、自己負担額が少しずつ上がってきているということは確かでございます。

○田邊委員

分かりました。

281ページをお願いします。主要施策の成果で（８）特定入所者介護サービス費の状況であります。

表には保険給付した金額が記載されておりますが、この人数についてを教えてくださいなのですが、令和２年度の。よろしくをお願いします。

○堺高齢者支援課長

特定入所者介護サービス費の介護給付と予防給付を受けた合計人数で申し上げます。令和３年３月末時点で406人となっております。

○田邊委員

分かりました。この表で406人という考え方でいいんですね。

○堺高齢者支援課長

この表は１年間を通しての額になりますので、延べ人数ということになってしまいますので、私が今申しました406人は、令和３年３月末時点でこの特定入所者介護サービス費を受けた実人数が406人ということでございます。

○田邊委員

令和２年度末の数値が406人というところですね。

限度額の段階が３段階あるとありますけど、各段階の人数、１段階、２段階、３段階、この人数をお願いします。

○堺高齢者支援課長

先ほど説明いたしました406人の内訳ということでお答えをさせていただきます。

第１段階は24人、第２段階は86人、第３段階は296人となっております。

○田邊委員

分かりました。その数値は。

介護保険施設への入所やショートステイのサービスを利用した人のうち何割程度がこの軽減措置を受けられるわけですか。

○堺高齢者支援課長

この特定入所者介護サービス費の対象となるサービスが、介護保健施設入所者及び短期入所者、いわゆるショートステイの利用者ということになりますので、令和３年３月末時点で予防給付、介護給付合わせての人数として650人がサービスを利用しているということで、割合では約62%の方がこの特定入所者介護サービス費の対象となっております。

○田邊委員

介護施設に入所すると、食費と居住費、これどれくらいになるかというのも、私、前も一般質問でも質問したんですけど、それはどのくらいになるんです。例を言ってお願ひします。

○堺高齢者支援課長

介護施設に入所するときの食事の居住費の金額ということでございますが、居住費や食費の金額は施設ごとに金額を設定しているため、国が示している標準的な金額で御説明をさせていただきます。

また、居住費、部屋代は、入所する部屋のタイプで金額が異なりますので、今回、仮定として令和2年度に特別養護老人ホームのユニット型個室に月30日入所した場合の費用で申し上げます。

居住費は1日2,006円となりますので、1月で6万180円。食費は1,392円となりますので、1月4万1,760円。1月で合計10万1,940円となります。

○田邊委員

これ、例えば要介護3で特養の今のところ、今の条件で特養のこの場合に、年金10万円で収入はぎりぎりという方だったら、これは超えるという形。

○堺高齢者支援課長

第1段階から第2、第3段階になる人の対象の要件というものがあまして、ちょっと10万円というだけでは、どこの段階になるか判断しづらいので、先ほど説明した1から3段階のうち、一番多い3段階の方が特別養護老人ホームに入所した場合、このサービスを利用した場合の金額ということで御説明をさせていただきます。

同じ条件ということになりますので、第3段階の方は居住費が1,310円になりますので、1月で3万9,300円。食費は650円になりますので1万9,500円となり、1月では5万8,800円が自己負担となります。

○田邊委員

第1段階の人はどうなる。

○堺高齢者支援課長

第1段階の人は、居住費が820円となりますので2万4,600円が居住費。食費が300円となりますので9,000円ということで、合計3万3,600円が1月の食費、居住費の金額となります。

○田邊委員

だから7期はそうじゃったということいね、結局。8期になるとそれまた変わってくるわけですけど、これは令和2年度は7期じゃからね、あくまで。分かりました。

もう一つ、該当者が一番多いこの3段階の方の負担額、先ほど言った5万8,800円だ

ったというところで、今後、いわゆる基金が3月のときは3億幾らじゃなかったかなと思うんですが、この決算では4億幾らになっているというところで、基金の振り分けで今後どうしていくのかなというところがあるんですが、8期が今、今年は8期なんですが、その基金の持っていき方、どういった持っていき方をしているのかというところで、今後の9期の保険料がまたいろいろ変わってくると思われるんですが、そのあたりを教えてください。

○堺高齢者支援課長

基金に関しましては、第8期介護保険計画作成のときに、保険料の軽減策ということでこの第8期、令和3年から5年の間の保険料を軽減するために3億円を取り崩して保険料を軽減した額ということで設定をいたしました。それが約3億円を取り崩してということで、残りの部分は、今後急激な社会情勢の変化等に対応するために、適正な介護運営ができるように一定の程度の基金の保有が必要なことより、一定程度の基金の保有をしている形で考えております。

○田邊委員

分かりました。今年の当初予算では8期に入って3年間でその3億円を取り崩して保険料を設定したのは私も理解しておりますけど、2年度の決算で4億何がしになっているというところで、その差額の分があるというところで、どういった方向に向かっていくのかなというところで、今回聞きたかったんで。当初制度が始まったときが月額は2,827円だったわけです。そしてだんだん上がっていったというところで、介護については、先ほど言ったように年金10万円でも残りが4万幾らしか残らないというところなんです、問題は。

そういったところで、一番の問題は国が半分しか出さないというところで、幾ら報酬を上げてでも半分しか出さないから、こういった状況になっているというところなんですけど、分かりました。

実績としては、7期については特養や認知症のグループホーム、また、看護小規模多機能などの基盤整備、また災害対策や買物支援などを行ったと。地域の生活を支える体制を5地区で整備したと。それで認知症の高齢者の見守りネットも輪が広がったことなどが大変私は認めるところであるんですが、やっぱり介護保険によって先ほども言われたように滞納せざるを得ないような人も出ているんで、今後の介護運営に期待します。よろしくお願いします。

以上です。

○大田委員

もう一遍教えて。悪い、分からんから。

年18万円、年収18万円。それで普通で引きさると言われたんで何%ぐらい。

○堺高齢者支援課長

普通、年金18万円以下の人数ということで、令和2年度の普通徴収の徴収者数という

ことでお答えをさせていただきます。

主要施策の成果の274ページの下の表の普通徴収の1,225人の中には、年金18万円以下の普通徴収の方プラス65歳になった年は年金18万円以上でも普通徴収で保険料を支払っていただくことになっておりますので、人数の把握ができておりませんが、18万円以上の方も含んでいる人数ではございます。すみません。

○大田委員

人数じゃなくて、年収18万円と普通徴収すると言われたから、年収18万円の人が何%ぐらい普通徴収されるのかと。

○委員長

18万円というのは年収じゃなかった。年金額ですね。

○堺高齢者支援課長

年金額です。

○大田委員

俺、年収って聞こえたもん。

年収で18万円と言ったから。(発言する者あり)

○委員長

すみません、まず18万円の説明をちょっとしてください。

○堺高齢者支援課長

すみません、年額、年金が18万円以上の方が特別徴収。年金の年額の金額で申し上げています。言い間違えたかもしれませんので、訂正させていただきます。すみません。

○大田委員

年金の総収入が18万円と、私はそういうふうを感じちやるんですが。

○松村福祉保健部長

年間の年金の支給額が18万円未満の方ということになります。ですから、当然、それ以外にも収入があれば、それは収入とすれば入ってきますけれども、天引きの対象にはならない。

例えばアパート経営をされていて、そこそこ収入があつて幾らでも払えるよという方でも、年金額が18万円未満であれば特別徴収の対象にはならないということになります。

○大田委員

18万円以上やったら、普通徴収の対象になる。

○松村福祉保健部長

18万円以上は、特別徴収の対象になります。

○大田委員

特別徴収の対象になる。

○松村福祉保健部長

はい。

○大田委員

なかなか理解ちょっとし難い、また個別にでもお聞きしたいと思います。

何かちょっと、何か引っかかるんですがいいでしょう。

決算書の237ページ、介護支援ボランティア事業委託129万5,249円、一応説明は受けたんですが、ちょっと分かりにくかったので、もう一遍説明をしてもらいたいと思うんですが、主要施策の成果で283ページですかね。

○堺高齢者支援課長

介護支援ボランティアポイント事業は、介護支援ボランティア活動を通じて元気な高齢者の増加や高齢者の生きがいの創出の機会の提供によって、介護予防を図ることを目的として、平成27年度から実施をしている事業になります。

この事業には施設系と在宅系がありまして、施設系は介護施設・障害者福祉サービス事業所・サロン・認知症カフェ、あらかじめ登録をいただいた施設にサポーター、これも登録をさせていただいておりますが、サポーターが施設に出向いて、話し相手であったり、レクリエーションの補助などをしていただいているのが施設系ということになります。

在宅系は、地域でのちょっとした在宅生活における困り事を支える活動ということで、サポーターは5人以上のグループで登録をしていただきます。

支援を受ける対象となる方は、在宅にいらっしゃる地域の65歳以上一人暮らし、または75歳以上のみの世帯の方が対象となります。

支援の活動の例といいますか、対象となるものは、買い物の代行とか話し相手、ごみ出しなどの支援が活動の対象となっております。

○大田委員

それで、今、5人以上のグループでやる在宅の患者を支えていると、それが新たに3グループ新しく登録されたということが書いてあるんですが、その増えたという要因か何かあるんですか。

○堺高齢者支援課長

在宅系の登録グループが3グループに令和2年度増えたんですが、その要因ということでございますが、令和2年度に在宅系の事業を一部見直しをし、ポイントの付与の対

象となる活動を少し拡大をいたしましたことや、報告様式を簡素化したことに併せ、新たに登録した3グループは、生活支援体制整備事業の地域の話合いの場を設置しており、その場において検討を重ね、支え合いの活動を開始したグループとなります。

地域の話合いの場、その場で本事業の提案ができたことなどが、増えた要因と考えています。

○大田委員

それをやることによって、このふれ愛ポイントを獲得して、それに対するポイントで何かができるというふうな啓発運動もされていて、これが増えた原因だろうというふうには私は捉えたんですが、それでいいですかね。

○堺高齢者支援課長

言われるとおり、見直しと周知等によって増えたと考えております。

○大田委員

これを独居老人やいろいろな増えてきますから、今後とも、こういうような在宅やらグループでふれ愛サポート事業やら、今後とも進めていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

またそれに伴って、次に、同じページの弁護士相談謝金11万1,370円ですか、主要施策の成果の285ページにも載っているんですが、そこのところについて、もう一遍言われたんですが、ちょっと理解がちょっとし難かったんで、もう一遍御説明をお願いしたいと思います。

○安池地域包括支援担当課長

弁護士相談は、高齢者に係る行政職員や介護支援専門員等の支援者が複雑困難化している高齢者の様々な問題に適切に対応できるよう、支援の方向性や対応時の留意点等の再確認、高齢者やその家族への適切な支援提供に関して、弁護士による専門的な視点で助言を受ける体制をつくっているものです。

以上です。

○大田委員

弁護士、それ助言をつくっているものということですが、令和2年度は10回開催してから、25人の支援者が助言を受けたと書いてあるんですが、これは、令和2年度は10回じゃが、今後とも定期的で開催されることがあるんですか、されようとしているんですか。

○安池地域包括支援担当課長

この弁護士相談会は、毎月1回第3金曜日に定例開催をしております。

令和2年度は、コロナウイルスの感染症対策のため2回中止となりました。

以上です。

○大田委員

第3火曜日に行っているということでありましたが、これは……。

○委員長

今、第3金曜と言われましたですね。

○大田委員

ごめんなさい、第3金曜日。

この弁護士に相談に行って、どのような相談があるのでしょうか。言える範囲でいいですから教えてください。

○安池地域包括支援担当課長

成年後見制度の利用に関することや虐待対応に関する事などがほとんどを占めております。

以上です。

○大田委員

その相談を、これはどこでやっているんですか。

○安池地域包括支援担当課長

あいぱ一くの会議室で、相談対応してもらっています。

○大田委員

市役所にも三月か二月に一遍、無料相談所がありますよね。それと同じような感じであいぱ一くでやっておられるんですか。

○安池地域包括支援担当課長

市役所のほうは、市民を対象にした弁護士相談をされているとっております。

私どもが開催するものは、あくまでも支援者の対応力向上のためのものになっておりますので、そこが違うと考えています。

以上です。

○大田委員

それだったら、一般の市民は当然相談は受けられないですよ、そうですね。

○安池地域包括支援担当課長

一般市民の方から包括等に相談があった場合は、そういった市民相談、市の実施している相談会であったり、弁護士会や司法書士会が実施している相談会を御紹介させていただいております。

○大田委員

これは無料なんですか。

○安池地域包括支援担当課長

私どもがやるものは無料です。

○大田委員

それだから、11万1,370円の決算が出たということでございますね。

一般の市民も受けられないのですが、この相談事業、なかなか発展した相談事業計画をされたと感じておりますので、もう少し上手に、今後とも活用していてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

討 論

○田邊委員

追加認定第7号、令和2年度光市介護保険特別会計決算について、反対の討論を行います。

介護保険制度が始まってから、もう3年ごとに引き上げられ、今では高過ぎる保険料にもかかわらず、先ほども年金天引きでの話が出ました。これは問答無用に払わされております。

また、第7期の年金天引きされていない普通徴収でも、全国的に保険料を払うことができない人もおります。まして、コロナ禍において経済状況が厳しい今、これ以上の負担を市民に押しつけるべきではないと私は思います。

厚生労働省は経営難を支えるため、デイサービスやショートステイなどの介護報酬単価を引き上げました。しかし、コロナ危機の下で介護事業者の倒産など、過去最高の状況であります。全産業の平均より8万円余り低い介護職の人員を確保するためには全く足りておりません。

しかも、僅かにこの引き上げた報酬単価分の財源は、国が25%、地方自治体に25%、保険料50%に乗せるだけで、国の負担割合はこれまでと変わりません。その結果、保険料や利用料の引き上げにつながっております。

サービス内容は変わらないのに利用料だけが高くなること、利用者や家族がこの高い保険料に対しては負担で困っている状況にあります。

介護報酬引き上げによる負担増、これは国の予算で対応すべきであると私は考えております。

既に利用料が高過ぎて、利用抑制が起きており、介護保険制度が始まって20年、保険があつて介護なしの状況、この深刻さは増しておる状況にあります。

必要な介護を保障するためには、市として独自の利用料軽減策を行うべきではありません。

コロナ禍で日本社会が脆弱者を露呈する中だからこそ、国や行政の役割、これが求め

られるのではないのでしょうか。

介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものに、そして、市民に対してこれ以上の負担増を行うべきことはないことを申し上げまして、この令和2年度決算の反対討論を終わります。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

2 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

おはようございます。決算書121ページ、主要施策の成果の99ページ、エコライフ補助金について質問します。

まずは、令和2年度の実績を改めて教えてください。

○周田環境政策課長

令和2年度エコライフ補助金の実績でございますが、LED照明設備が126件、複層ガラス二重サッシが15件、太陽熱利用システムが1件、合計件数142件、決算額が511万2,000円でございます。

以上です。

○早稲田委員

令和2年度はLED照明設備の導入促進を図るということでしたけれども、LEDの補助件数は令和元年度と比較してどうでしたでしょうか。

○周田環境政策課長

LED照明設備につきましては、令和2年度から補助率を2分の1から3分の2に引上げ、さらなる導入促進を図ったところでございます。こうした結果、令和2年度では前年度に比べて29件増加しております。

以上です。

○早稲田委員

増加しているということで、LEDについて今後どのように進めていけますか。

○周田環境政策課長

第2次環境基本計画の目標値としてLED照明の普及率を85%と設定しておりますが、

平成29年度に実施した環境市民アンケートでは、普及率は59.1%という結果でございました。この結果から、目標値までには相当数の世帯で普及促進を進める必要があります。

また、LED照明の補助件数でございますが、令和元年度と比べましても需要は増えております。現行の環境基本計画においては、LED照明の普及促進を進めていくこととしておりますので、今後とも導入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

目標値が85%に対してまだ59.1ということで、今後もしっかり周知して、LEDの照明の導入促進を図っていただければと思います。

次の質問に入ります。また、決算書121ページ、畜犬猫管理事業のところのことなんですけれども、他市ではよく野犬の問題等を取り上げられておりますけれども、光市においてはどのような状態でしょうか。説明をお願いします。

○周田環境政策課長

令和2年度の本市における野犬の捕獲数は4頭でございます。他市に比べますと問題があるとは考えておりません。

以上です。

○早稲田委員

頭数を聞いて安心しました。やっぱりお年寄りとか子どもとか、ちょっと危ないので心配しておりました。今後どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○大田委員

参考資料の8ページから129ページかな。墓園の償還金について、それから歳入のところであったですね。29ページですか。まとめてもう一遍、ちょっと詳しく教えてほしいんですが。

○周田環境政策課長

墓園管理運営事業償還金のことだと思いますので、それに関してお答えいたします。

この償還金は、市営墓地の返還に伴う返還金でございます。墓碑を設置せずに返還された場合は使用料の5割の額を、墓碑を設置した後、更地の状態にして返還された場合は利用料の3割の額を返還しております。

令和2年度の償還金ですが、西部墓園39区画、大和あじさい苑8区画、合計47区画に対して返還をしております。

以上です。

○大田委員

この、要するに332万5,650円の決算で上げて、墓地の不用額か、これが67万4,000円、

見込みを下回ったとたしか説明があったと思うんですが、そここのところの説明をもう一遍お願いします。

○周田環境政策課長

不用額に関しましては、過去の件数を基に60件程度を見込んでおりましたが、結果的に47件ということになったものでございます。

以上です。

○大田委員

初めは何区画を見込んでしまったって。

○委員長

質問が分かりましたか。大田委員、もう一回質問をお願いします。

○大田委員

いや、47区画を返還している。初めは何区画を見込んでしまったか。

○周田環境政策課長

予算のときには60区画の返還を見込んでおりました。

以上です。

○大田委員

収入はここに88万円上がってるんです、墓地管理手数料。これは多分、それを購入されたときの墓地管理手数料88万円上がったんじゃないと思うんですが、そこ違うんですか。ちょっとそここのところの説明を。

○周田環境政策課長

償還金につきましては、今貸し出しているものを返還されるときにこちらが返還金としてお返しするもので、歳入に上がっております手数料などは新たに貸出しをするときに使用者の方から市のほうに納入していただくものでございます。

○大田委員

だから、そのつながりというのは、もう全く離れて考えるわけですか。

○周田環境政策課長

全く違うものでございます。

○大田委員

それに対して、以前じゃったですか。墓地を募集をされて何とかというのがあったんですが、現在、どのぐらいな空きがあっているんでしょうか。

○周田環境政策課長

現在の空き状況ですが、令和2年度末時点で西部墓園140区画、大和あじさい苑19区画の空き区画がございます。

以上です。

○大田委員

それを今募集して、空きがそのまま置いておこうと、今のところは何ら募集をしようとかいうあれはないわけですか。

○周田環境政策課長

相談に応じて市営墓地の御案内をしております。

○大田委員

じゃ、それに対して、償還金というのは返還を、もう墓地を戻すから返還をされたらと。その理由とかいうのは何か把握しておられますか。

○周田環境政策課長

近年は、子どもさんなど身内の方が遠方で、墓の管理ができなくなったという理由から、その方御自身の墓や納骨堂に移すケースが目立っております。また、少子高齢化などにより、次の世代で墓を受け継ぐ人がいないなどから、返還される場合もございます。以上です。

○大田委員

その場合は、請求してから返還してもらうようなたしか説明じゃったと思うんですが、それを完全になされているんですか。

○周田環境政策課長

償還の御相談があった場合には、適切に御案内をしております。

○大田委員

いやいや、御案内ではなくて、墓を墓地に買われて墓を立てて、それを返還するわけでしょう。そのときの墓の墓じまいとかいうのは完全にされたのを引き受けているんですか。そのところをちょっと教えてもらいたいんですが。

○周田環境政策課長

返還の申出があった場合には、墓園でその墓碑がちゃんと取り除かれて、草抜きなどちゃんとして更地になっていることの確認を最後にしております。その後に返還金をお支払いしております。

○大田委員

じゃけ、今まで預かり金というのがあって、保証金が預かり金があったからそれで始末をしてくださいというのは、そういうふうなのはないんですか。

○周田環境政策課長

返還に対する草刈等の手数料については個人負担となっております。

○森重環境部長

返還に際しての整地等は個人負担となっておりますので、その上で、いただいております永代使用料等は建てる建てていないでまた分かれておりますけれども、それに応じて返還をしております。

以上でございます。

○大田委員

いや、そのときに、返還するからその返還金は要らないから市のほうでやってくれというのはないわけですか。

○周田環境政策課長

条例上、更地にして返還をするという決まりになっておりますので、あくまで使用者の方にやっていただいております。

○大田委員

以前にもお聞きしたことがあるんですが、大和のあじさい苑に対して、半分は墓地の適用外にされているんですが、その活用というのは何か今のところ考えていないんですか。そのまま、空き地のままなんですか。

○周田環境政策課長

大和あじさい苑は、現在整備されております北側半分の第1工区と南側半分の第2工区の整備計画を基に、開発行為の許可を受けていましたが、第2工区については今後の墓地需要の見通しなどを踏まえて整備を行わないこととしたため、平成30年2月に開発行為の廃止の手続を完了しております。その手続をする中で、県へ確認したところ、開発行為の廃止後の新たな整備については開発行為と一体とみなされることとなり、当面の間は認められないということでしたので、当面は適切な維持管理に努めております。

以上です。

○大田委員

墓地については以前は足りなくて、現在はすぐに借りられるみたいに、今答弁でそういうふうにあったんですが、それに対しては何か理由があるのか。何か考えておられるのか教えていただきたいんですが。

○周田環境政策課長

近年の社会情勢や家族形態の変化等から、墓地に対する多様なニーズが生じておりまして、墓地に対する考え方も変化をしております。今後も返還は一定程度あるものと考えておりますし、市としては現在使用されている方、今後借りられる予定の方のため、今後とも適正な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○大田委員

今ある程度分かったんですが、以前は墓地管理が特別会計で上がって、赤字経営みたいな、ずっとなっておったんです。それで、市の直営になって、そのこのところはどうかうふうに整理されておられますか。赤字に対する考えを。

○周田環境政策課長

今後とも適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○大田委員

それとさっきのやつ、そこで全部精算するから、赤字、黒字というのがはっきりわかりよったんですが、市の直営になったらなかなか分かりにくいところではありますが、適切な管理を行うと言われたので、今後ともそこに投資をし過ぎないように、また管理を適宜に行って、皆さんが使いやすいような墓地にしていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○清水委員

おはようございます。決算書121ページになります。畜犬猫管理事業のところになります。

先ほど、同僚議員からの質問で、野犬のこととかがあったんですけれども、この不要犬等運搬業務委託料、これについて、具体的にどういったものなのかというのを教えてください。

○周田環境政策課長

この不要犬等運搬業務委託料でございますが、市民から猫の引取りの依頼がありましたときに、周南健康福祉センターのほうに搬入、運搬をしていただく委託料のことです。

○清水委員

その運搬した猫をというのは、もう市民の方から、ここにちょっと猫がいて困るよというのがあって、市のほうでその猫を捕まえに行って、周南の福祉センターのほうにそのまま運搬、持っていくということなんでしょうか。

○周田環境政策課長

猫は、法律により行政でも捕まえることができませんので、野良猫の引取りを、その拾得者から求められた場合は、周辺的生活環境が損なわれる事態であると認められる場合、市の窓口のほうで引き取ることにしております。

以上です。

○清水委員

そして、年間に何匹ぐらいいるんでしょうか。

○周田環境政策課長

令和2年度は野良猫に関しては37匹でございます。

○清水委員

この猫たちは、基本的に殺処分されるというものなんですか。

○周田環境政策課長

そこは県の管理にはなるんですけども、一旦周南健康福祉センターで譲渡の申込みを受けまして、それからまた動物愛護センターのほうで譲渡の申込みを受けると聞いております。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。先日、陳情でも野良猫問題というのがあったので、詳しくと思ったんですが、37件あるということで、先日も猫がすごい繁殖していっちゃうという問題もあったので、その辺りはちょっと、前回の問題もそうなんですけれども、いろいろと考えていていただきたいなと思うところではありますので、引き続きよろしく願いします。

以上です。

○大田委員

この不要犬等と書いてある。今猫を一生懸命言われよったんですが、猫は三十何匹捕まえたと言われたんですが、それやったら野良猫が随分迷惑しちよる、申請したら、それなら全部捕まえてくれるんですか。

○周田環境政策課長

市のほうで捕まえることはできませんので、市民の方から持ってきていただく。そしてまた、その周辺環境に迷惑が及んでいるという状況を確認した後に引取りをすることにしております。

以上です。

○大田委員

猫は周辺住民が捕まえちゃいけないんでしょう。何ぼ迷惑がかかっちゃっても。愛玩動物だから。犬は狂犬病やらあるから、登録制度になっているから野良犬は殺処分に。だから不要犬等運搬管理委託料、それが載っているんでしょう。猫に対してそういうふうにしてもいいんだったら、何の法律の問題はないわけですね。

○周田環境政策課長

周辺の生活環境が損なわれる事態というのがこちらのほうで確認できた場合には引取りをしております。

○大田委員

じゃ、その近隣住民の、それは例えばどういうことですか。

○周田環境政策課長

住民が保護して健康福祉センターのほうに運ぶということになります。

○大田委員

今、住民が迷惑がかかって、市の人が確認したら今捕まえてもいいがなど、答弁じゃったじゃないですか。野良猫に対して。それを捕まえたのを、住民が迷惑して捕まえて、ほかの人が猫を捕まえるというたらその人は罰せられるじゃないですか。それを市は認めちよるわけですね。

○委員長

大田委員の最初の質問は、周辺の生活環境が損なわれる場合という執行部の答えに対して、それはどういう状況かというのが答えがなかったので、今かみ合っていないので、最初に、周辺の生活環境が損なわれるというのはどんな状態かというのの説明からちょっとお願いできればと思います。

○周田環境政策課長

昆虫とかそういう虫の被害とかそういうのもございますし、小さい子どもさんを襲うとかそういうことも考えられますので、そういう危険が及ぶことなどに関しては、引取りをしております。

○大田委員

その小さい子どもをかぶる。そういうのの今答弁じゃったんですが、近隣住民に不安を与える。迷惑がかかる。それと今のあれはちょっと答弁が違うように思うんですが。野良猫が迷惑をかけているんですよ、実際に。それを、猫を捕まえたときに、愛玩動物じゃから動物虐待に通報されたら、捕まえた人が罰せられるんです、罪に。それを市は認めちよるわけですね。捕まえてもいいと。

○周田環境政策課長

動物の愛護及び管理に関する法律でそういうことが認められております。

○大田委員

分かりました。そしたら、迷惑かかると関知したら捕まえてもいいわけですね。分かりました。了解しました。

○森重環境部長

先ほど、課長も答弁しましたように、捕獲ということではなくて、あくまで保護された猫を窓口を持ってきていただいて、事情等を確認した上で引取りを行っているということです。むやみに捕獲とか、そういうことを、法律で認められているということではございませんので、補足でございます。

○大田委員

言葉は使いようで、了解しましたよ、それは。

○仲山委員

ちょっと今のところを確認をしておかないといけないかなと、今回陳情も受けている関係もあるんで、整理しておきたいと思うんですけども、捕獲じゃなくて保護をしてもいいという要件と、それをどのように手続したらいいのか。実際に37頭そういう扱いをされているということなんですけれども、原則的には市のほうは引き受けないというように聞いているんですけども、その辺りのことについてお願いできますか。

○周田環境政策課長

周辺的生活環境が損なわれる事態ということの御説明でよろしいかと思うんですけども、当該事情が複数の周辺住民から苦情の申出等により周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい影響を及ぼしているものとして特別な事情があると認められる事態ということで、県の周南健康福祉センターから指導を受けております。

○仲山委員

その判断というのは、市当局のほうでなさるのでしょうか。

○周田環境政策課長

多くの場合は、県の周南健康福祉センターのほうに相談をして、一緒に訪問したりなどもしております。

以上です。

○仲山委員

次に、迷惑をかけている猫だという特定をどうやってするのかとか、その猫が本当に犯人と言えれば変ですけども、その迷惑の原因であるのかどうかという辺りだとか、間

違えて飼猫を連れていってしまっても困るでしょうし、その辺りのことやなんかどのようになさっているんですか。

○周田環境政策課長

県の職員と一緒に訪問しまして、いろいろ聞き取りをしたりとか、現地を確認したりとかしております。

○仲山委員

その上で、住民の方に保護をしてもらった猫を持ってきていただければ預かると。できるだけ次の飼い主を探す流れの中で、に乗っていくということですね。そういう理解でいいですか。

○周田環境政策課長

そのとおりでございます。

○仲山委員

了解しました。

○田邊委員

主要施策の成果、115、116、公共用水域実態調査結果、河川等のほうです。

116ページ、これ19か所を4回測定したというところなんですけれども、ここに116ページのA、B地点、Aは島田川水域系、またBは三井川水域系で、ここに基準値の大腸菌があります、1,000と5,000、この単位。1,000ミリ立方以下の。その値がかなり超えていると思うんですけれども、これはこの基準値を超えたらどうなのかとかいうのがあるんですか。今の19か所の大腸菌群がA、B地点で違うんですけれども、いろいろあるんですけれども、4回測定して平均値なんですけれども、この大腸菌、実際今そんなに汚染されていないと思うんですけれども、この大腸菌は超えているというところなんですけれども、そのあたりの根拠がどんな形であるのかというところ、どの範囲まではこの基準値以上でよろしいのかなというところをお願いします。

○周田環境政策課長

多くの河川において、大腸菌群数が高い傾向にあることだと思うんですけれども、大腸菌群数は人や動物の腸内から排出されるふん便性大腸菌群数とふん便に無関係で植物、土壌などに存在している自然由来の非ふん便性大腸菌群数に大別され、その割合は非ふん便性のほうが95%を占めております。

今後、国においてこうした大腸菌群数がふん便性汚染を的確に捉えていない状況を鑑みまして、大腸菌群数の環境基準の見直しが現在検討されております。全国的にも大腸菌群数はその指標性が低いことが指摘されているところでございます。

今後、これについては国が基準の見直しをする予定としております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。数値はこうやって平均値で出ていると。今後の見直しが出てくるよというところで、分かりました。

以上です。

説 明：小山環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○清水委員

決算書の133ページになります。船舶借上料、先ほど説明がありました52万8,000円、どのぐらいの頻度を言っているのか教えてください。

○小山環境事業課長

船舶借上料についての御質問ですが、これにつきましては、牛島地区の不燃及び古紙、古布類を収集しておりますが、頻度につきましては年4回、1回当たり2隻で行っております。

なお、冬季につきましては、ごみの量等が多いときに限りましては3隻で行っておりますが、令和2年度におきましては2隻で十分行えたということでありませう。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

それと、その下に下がって、不法投棄対策事業のところの、先ほど説明がありましたまちかど環境美化推進委託料についてなんです、主要施策のこれは133ページです。ここにあるんですが、まず、この委託料ですが、どこがどのぐらいの頻度でどういうふうに回って回収しているのか、具体的に教えてください。

○小山環境事業課長

まちかど環境美化推進事業の内容についてですが、まず、この事業につきましては、本市の自然環境の保全を図るため、海岸、河川、自然公園及び主要道路、それとパーキングエリアを中心にポイ捨てごみや不法投棄のごみの回収を行っております。

地区といたしましては、東部、西部、大和の3地区に分けて回収を行っております。

以上でございます。

○清水委員

あとは、どこの団体がやっているのかと、東部、西部、大和でどういうふうに回って回収しているのかというところを、もう少し教えてください。

○小山環境事業課長

この事業につきましてはシルバー人材センターに委託をしております。1組3人体制で回っているところでございます。

どういうふうに回っているかということですが、東部地区につきましては、月5日で、室積から光井、戸仲にかけて回っております。西部地区につきましても月5日で、小周防、三井、浅江地区において回収をしております。大和地区につきましては、月2日で、東荷地区あるいは石城山公園線などを中心に回っております。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。これ今、月5回、東部、西部、大和で分けて回られていると言ったんですけれども、ポイ捨てが多いエリアを中心に行くんでしょうが、例えば今の中で、西部の中で島田が入ってなかったなど今ふと思ったんですけれども、そういったあんまりポイ捨てがないよというところはそんなに外しても、ここが多いねというところを、決まったポイントをぐるぐる月5日間で回っていくというような形なんですか。

○小山環境事業課長

地区につきましては、先ほどの西部の中で、周防あるいは三井というふうに言いましたが、その中に島田地区も入ってはおります。ある程度地区といいますか、コースは決めた状態の中で回収をしております。

○清水委員

はい、わかりました。この309万円の委託料ですけれども、これは回収したものを例えば恋路とかにシルバーが持って行って、処分費も入るのか、それとも市に持ってきて、市がそういうふうに持っていくのかというのは、処分するのはどういう形をしているのでしょうか。

○小山環境事業課長

処分料につきましては、この委託料の中には含まれてございません。ただし、回収したものにつきましては、委託先であるシルバー人材センターの方がそれぞれの処分場のほうに搬入はしております。

以上でございます。

○清水委員

はい、わかりました。私も結構ごみ拾いとかはするんですけれども、本当に、多いところはもう何回、もう毎日毎日拾っても減らないなというぐらいのところもあるので、それとまち全体でもっともっとポイ捨てとかも減っていけばこの費用というのもどんどん減らしていけるのかなとも思うので、そういった啓発とかも含めて、ぜひ引き続きお願いしたいなと思います。

以上です。

○早稲田委員

決算書の131ページ、主要施策の成果についての130ページの生ごみリサイクル促進事業補助事業制度について質問します。

実績の表では毎年増加していますけれども、この制度は予算額まで到達した時点で打ち切りなのでしょうか。

○小山環境事業課長

生ごみリサイクル促進事業補助金制度につきましては、基本的には予算の範囲内で実施しておりますので、予算到達の段階で補助事業は終了となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

わかりました。とてもよい事業だと思います。これ生ごみは相当水分が多いので重たいし、これがどんどん進んでいくと主婦としては助かるなと思いました。

続きまして、決算書の133ページ、主要施策の成果は133ページで、ごみ分別アプリシステムの運用について質問します。

令和3年度の予算書を確認しましたら同額だったんですけれども、使用料は毎年同じ金額でしょうか。

○小山環境事業課長

分別アプリシステムの使用料については、平成28年度から令和2年度までの5年間の長期継続契約を結んでおりますことから、使用料は税別で24万円で同額となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

5年間契約ということですね。はい。

では、続いて同じことについてなんですけれども、主要施策の成果のところの文書を読みますと、「随時問合せの多い品目等を追加」と記載されていますけれども、令和2年度に追加したのはどのような品目でしょうか。

○小山環境事業課長

分別アプリで令和2年度に追加した品目につきましては、LEDシーリングライト、養生テープ、あるいは寝袋、シュラフなど31品目を追加しております。

以上でございます。

○早稲田委員

31品目というのは多いですね。引き続き問合せが多かったら追加していただければあ

りがたいと思います。

また、この文書の中に「各種会議や出前講座等において周知を行い」と書いてありますけれども、どのようなところで令和2年度には何回程度行ったのでしょうか。

○小山環境事業課長

令和2年度につきましては、9月に開催した出前講座の1回と、書面開催としましては、ごみ減量等推進会議の6月と2月の会議資料に掲載し、周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

引き続き周知はどんどん行っていただきたいと思います。

また、令和3年3月末の現在ダウンロード数は8,738件と書いてありますけれども、1年前は何件で、どのくらい増加していることになりますでしょうか。

○小山環境事業課長

令和元年度末のダウンロード数につきましては6,382件となっております。

○早稲田委員

便利な機能で周知が進んで、どんどんダウンロードが進んで、市民の方々が活用していただければいいかなと思っています。若い方に見てほしいなと思っています。

引き続き、ごみの問題なんですけれども、決算書と主要施策の成果について、同じく133ページにあります概要版のごみ分別事典外国語の作成とありますけれども、この事典の周知方法についても教えてください。

○小山環境事業課長

概要版ごみ分別事典外国版の周知方法につきましては、市のホームページ及び市の広報9月25日発行の10月号に掲載をするとともに、環境事業課、市役所総合窓口案内所、市民課、あいぱーく、大和支所、各出張所に概要版を配置したところでございます。

また、概要版ごみ分別事典の一層の周知を図るため、新たに案内チラシを作成し、市役所総合案内所等に配置し、それらに加えまして概要版ごみ分別事典案内チラシについては光商工会議所及び大和商工会に事業所への配布を依頼し、日本語教室や中国語教室の生涯学習講座の講師及び受講生に配付したところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

なかなか外国人の方々の目に届きやすいところにどんどん置いていただければと思っています。

また、この言語についてなんてすけれども、英語版に加えて中国語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語に対応したと書いてあるんですけれども、この言語の選別につい

ではどのように決められたのでしょうか。

○小山環境事業課長

この4か国にしたということですが、予算要求時で市内在住の外国人の方で人数の多い上位4か国にしたというところがございます。

以上でございます。

○早稲田委員

人数とかやっぱり確認して、どのような方が市内に多く住んでいるかというのを確認して選別されているということで、理解しました。

あと、要望として、使ってみてどうだったかという声を何か集められるような仕組みがあればいいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田邊委員

し尿処理費、決算書132ページ、当初予算で6,679万円だったと。そして補正で858万円落としたと。そして、予算現額が5,820万円だと。それで、最終的に支出済額が4,400万円、そして不用額が1,400万円上がったというところで、職員の給料などは別として、深山浄苑の管理事業が167万円、そして、し尿処理については1,874万円だったというところのまた浄化槽の助成が364万円、牛島の処理は594万円とまた県との関係で334万円が汚水処理共同化事業というところなんですけれども、このし尿処理事業全般において令和2年度、深山浄苑は今動いていない。そして、そのためし尿処理事業でし尿処理の負担金と1,689万円を払っているというところなんですけれども、深山浄苑の経費が167万円は令和2年度はかかったというところで、先ほどの説明は電気フォーラムの管理委託料12回、34万3,000円だけがあったんですけれども、のり面等の管理、除草、そして夜間の設備機械管理委託、機械器具借り上げなどと、また消防設備の保守点検、これらのところを教えてほしいのと、修繕の部分12万6,000円、この部分があります。

それと、あとは一番下の下段、県との汚水処理共同化事業との絡みを、今分かっている現時点で教えてもらいたいんですが、よろしくお願いいたします。

○小山環境事業課長

汚水処理共同化事業につきましては、これは下水道所管となりますので、環境事業事業化及び深山浄苑の所管分でのお答えできません。大変申し訳ございません。

○委員長

田邊委員、またそちらで質問されてください。

○小山環境事業課長

それでは、まず深山浄苑に関する経費についてでございますが、決算書の135ページの深山浄苑管理運営事業の中の修繕料12万6,000円につきましては、これは消防設備等で破損したものにつきまして修繕をしております。

その下の消防用設備保守点検委託料3万8,000円につきましては、施設が存在しておりますので、消防用の設備の点検を行っているところでございます。

その下の電気保安管理委託料34万3,000円につきましても、電気のほうは休止をしておりますことから、施設の管理保安上、電気保安管理のほうが必要となってまいりますから、それに対して委託をしているところでございます。

その下ののり面等管理除草委託料49万5,000円につきましては、深山浄苑に通じる搬入路におきまして、業者のほうに委託をして、のり面の除草作業をしていただいたところでございます。

その下の夜間設備機械管理委託料36万9,000円につきましては、施設のほうに不在になりますことから、機械警備をかけておりますので、それにかかる経費ということになります。

その下の機械器具借り上げ料30万6,000円につきましては、深山浄苑の建物の裏ののり面が大雨等で崩落しておりましたことから、その残土等の処理をするために機械を借り上げたものでございます。

○田邊委員

いいですよ。はいわかりました。

今ははっきりしないから、167万円は深山浄苑があるから要するというのが最低限という経費でありますか。

○小山環境事業課長

そのように認識しております。

○田邊委員

それで、今、その下に処理事業が、負担金がかかっております。1,689万2,000円ですか。し尿及び浄化槽汚濁処理負担金、これはし尿処理全体でこれかかっております。この部分というのは、深山浄苑が仮に動いた場合はどうなるの。

○小山環境事業課長

このし尿及び浄化槽汚泥処理負担金につきましては、現在、深山浄苑が稼働を休止しており搬入ができないということで、下松あるいは県の浄化センターのほうにそれぞれ処理をお願いしておりますことから、深山浄苑が稼働できるようになったと仮定をすればそちらのほうの費用についての負担金は発生しないものと考えております。

○田邊委員

私が言いたいのは、この160万円プラスその1,874万円がトータルでし尿処理事業について、昔の深山のときの経費と今の経費でどれぐらいの差があるかということ、その辺の把握がどれぐらいできているかと。その中でこの167万円、その辺りが問題であるので、必要であるのなら私はこの深山浄苑の167万円は今現在必要であると思うんですけども、その辺りのところがちょっと知りたい。

○小山環境事業課長

深山浄苑が稼働しているときの費用につきましては約1億円程度かかっているというふうに思いますが、その分に関してはその深山浄苑内で全て処理をしておりますことから、そういったいろんな機械設備の経費等がかかってまいります。ただ、今はそれができないということでもありますので、その処理に関する負担についてはそれぞれの下松市と県の浄化センターのほうにお願いしており、施設が今稼働はしておりませんが、そこに存在しておりますことから、そういった形で必要最低限の経費はかかっております。この必要最低限の経費がこういった深山浄苑の管理事業の160万円等の中に含まれていると考えております。

○田邊委員

だから、今1億円深山が稼働していたらかかっていた経費よね、大体今の概算で。その中で、私が確認したかったのは、深山が167万円の経費とこのし尿処理の1,874万円トータルして、その深山が稼働したときよりは安い経費でいきよるところが知りたかったわけです。それはどうですか、その辺り。

○小山環境事業課長

深山が稼働している状況と現在の状況につきましては、経費で考えますと安いというふうに認識しております。

○田邊委員

分かりました。経費が安いということで納得いたしましたので、この167万円は、仮にちょっとあの結果が出るまでは要るのかなとは思いますが、その辺りを、今後また教えてください。よろしくお願いします。

以上です。

説 明：山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

先ほどはすみませんでした。決算書の135ページとし尿処理の一番下の汚水処理共同化事業として周南流域下水道事業との計画等の変更とありますが、そもそもこの下水道事業計画とはどういった方向性でどういった計画でありますか。この辺りをお願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

委員お尋ねの下水道事業計画につきましては、これは周南流域下水道の事業主体である山口県が策定している計画でございますが、これは周南流域の下水道事業を実施するために下水道法に基づき策定する基本的な計画となっております。

以上でございます。

○田邊委員

流域の下水道の計画という形ですね、周南の。どのようなことを今回、先ほど変更されたと言われたけど、元年に計画は立ち上がったと。そして、県が変更したというところで、その変更したことについてはどういったことなんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

このたびの周南流域下水道事業計画の変更につきましては、汚水の共同処理に必要な本市のし尿等受け入れ施設を周南浄化センターの敷地内へ整備するためのものがございます。これによって下水道事業計画上に流域下水道と汚水処理共同化を行うことが位置づけられたものとなっております。

以上でございます。

○田邊委員

これ予定としてはどんな、分かる範囲でどういう予定になっていますか。そのお汚水をそっちの周南流域の浄化槽センターに汚水をやるという計画なんですけれども、今後の事業については、元年から行っているところなんですけれども、今はもう2年目か、その辺りで、元年の当初、もう1年ぐらいになるんですか。2年ぐらいの決算ですか。だから、2年ぐらいたって、まだ変更してきたというところなんですけれども、その変更したところが、それは県が言うたわけ、それとも県が結局汚水をやるというか、最初からそれは決まっておったわけですか。それとも、変更した箇所がその部分はどういった部分ですか。最初は違ったわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

こちらの共同化につきましては、以前から国交省のほうで、全国的に地域の共同化ですとか広域化というものが推進されておりました。光市としましても、山口県周南浄化センターの管理者である山口県と度々交渉を続けてまいっているところではございましたが、平成30年度の豪雨を受けまして、深山浄苑のほうがあのような状態になってございましたので、それ以降、県と再度密に交渉等協議を重ねまして、その上で令和元年度に汚水処理共同計画を策定いたしまして、このたびの令和2年度で山口県と協議の結果、周南流域下水道事業計画の変更のほうをしていただきましたので、こちらで正式にといいますか、事業のほうが確実にいえるという状態になったものでございます。

○田邊委員

先ほども深山浄苑が約1億円かかりよったというところなんですけれども、この共同化になったら負担金が増えたりとか、今までよりコストがかかるとか、そういった部分については県との折衝など、そういうふうなものは、何割負担とかというのがあるんですか。それまだ分かっていないんですけど、その辺りがちょっと気になる場所なんですけど。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そちらの費用負担の面ですとかそういったものに関しましては、今年度、施設の基本設計を行うようにいたしておりますので、そちらのほうで施設の設備ですとか規格・規模、そういったものを検討して、導入方法等、効率的で経済的なものを検討してまいりますので、それから維持管理方法ですとかも踏まえて、どれぐらいイニシャルコストとランニングコストがかかるのか、そういったものを県と協議を重ねながら決めてまいります。

ですので、費用負担につきましては、それを踏まえてこれから協議をしていくということになろうかと思えます。

○田邊委員

じゃから、令和2年度はその計画変更の負担金として334万円かかったというところで、ほかの市の割合はどねえなっているんですか。光市とどことどこ、共同化は。

○山口下水道課下水道技術担当課長

共同化につきましては、周南浄化センターのほうで行ってまいりますので、構成市、山口県を含めて周南市、岩国市と費用負担のほうをこれから協議してまいるようになります。

○森重環境部長

補足でございますが、共同化事業につきましては、光市の単独事業でございます。したがって、この計画変更の負担金につきましても、全額光市が負担をしております。国庫補助が一部ありますので、それを除いた額を光市が負担をしております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、その汚水処理を持っていくための共同化については光市単独だから、光市のみのものというところね。これがはっきりしないとずっと計画のお金がかかってしまうような気もするんですけども、その先がというのはいつがとか見えていますか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

今後の予定といたしましては、引き続き汚水処理共同計画に基づきまして、今年度は今申しました基本設計を行いまして、来年度、基本設計に基づいた整備工事に必要となる図面、仕様書などを詳細設計として行いまして、令和5年度において施設整備工事に着手する予定となっております。

本年度の基本設計の中で施設の規模や工事にかかる仮設を踏まえた上で工法等を十分に考慮して、全体の工事期間の見通しを立てていく予定でございますので、完成につきましてはこちらで検討いたしますが、一般的には2年から3年かかるものとなっておりますが、できる限り早期完成を目指したいと考えているところでございます。

○田邊委員

だから、流域下水道の負担金とは別ということやね。考え方として。

○山口下水道課下水道技術担当課長

それとは別に動いていると考えていただいてよろしいかと思います。

○田邊委員

もう一つ、深山浄苑が先ほど1億円経費がかかったというところなんですけれども、県と、できるだけこの共同化事業の負担金が増えないように折衝してください。

以上です。

○木村委員

ちょっと1点確認させてください。

決算書135ページ、浄化槽設置助成事業なんですけれども、これについての不用額、不用額が1,236万6,000円、こういった不用額が出ているんですが、この要因というものを少しお尋ねしておきたいと思います。

○山口下水道課下水道技術担当課長

こちら不用額につきましては、予算の段階では計画に基づいた基数分を毎年度計画で計上させていただいております。見込みと実績の差異の大きさによりこのような不用額が生じているものと考えております。

○木村委員

主要施策の成果で135ページに年度別のものが出ているんですが、20基、17基、8基、これも設置に当たっては認可区域外、認可区域内でも平成24年から設置できる、補助ができるということになってございます。今回は認可区域外、全て認可区域外の8基なんですけど、認可区域内はある程度行き着いたよというふうにもよろしゅうございませうか。これはどういうふうになってございますか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

委員お尋ねのように、区域内につきましては、今年度に関してはゼロでございませうが、過去毎年数基程度は申請がございまして、補助をしている状態ではございませう。減少傾向ではございませうが、まだ区域内にお住まいの方で単独浄化槽であるとかくみ取りの方はまだまだおられるものとは考えておりますが、費用のかかることでございませうので、その辺りは市民の皆様の状況によって申請のほうは今後検討されていくことにならうかと思っております。

○木村委員

計画で20基程度を目途としていらっしゃるんだらうというふうには考えてございませう

が、次年度の予算にも関わる分でございますので、ここで1度確認だけしておきたいということで今質問させていただきました。ありがとうございました。

○大田委員

同じ不用額なんですけど、繰出金で7,373万円の不用額が出ているんです。決算書を見ると土木費の中に繰出金が5億4,000万円出ているわけです。それで今回はそれ以上に7,373万円の不用額であると。下水道の事業だから、私のところは関係ないと言われるかも分かりませんが、でも一応ここに載っている限りにおいては答弁してもらいたいと思います。

○植本下水道課長

今委員が申された下水道事業会計繰出金につきましては、費目は建設部の所管ではございますが、その数値の積算につきましては下水道課で行いましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

この繰出金につきましては、下水道事業の実施に必要な一般会計が負担すべき額を国が示す基準に基づき積算するものでございます。その積算根基となります下水道事業におきます歳出予算の積算に当たりましては、汚水の処理水量に基づく経費等を見込むこととなりまして、これらは年度によって大きく変動するものもございますことから、予算額につきましては不足することのないよう、ある程度余裕を持って計上しているところでございます。

こうしたことから、令和2年度の下水道事業会計決算の不用額に連動いたしまして、約7,300万円の不用額が生じたものでございます。

なお、今後の予算編成作業におきましては、こうしたことを踏まえまして、決算において多額の不用額をできるだけ生じさせることのないよう、各費目の見込み等の精査に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

まあ、そりゃ当然ぎりぎりじゃなくて、少し余裕を持って見るのはそれはそうでしょう。まあ、繰出金の金額で今7,300万円というのはちょっと、あまりにも大きい金額だったのでお聞きしたんですが、これからも予算において精査するという答弁でありましたが、今後ともそういうものに不用額が、繰出金なんかにおいててもそういうふうに巨額な金額が不用額にならないように、今後とも検討して行ってほしいと思っております。よろしく申し上げます。

○西崎委員

今の131ページです。コンポストに係る問題でございますが、私は、従来、ポリバケツで自分でコンポストを作っておったのが壊れたので、今年の春、市の生ごみリサイクル促進事業補助金、これを使って購入してみようと思って実験をしたら、2つの問題が発生して、結局できなかったんで、その2つの問題をちょっとお聞きしたいんです

けれども、1つは、光市内の店舗で購入をすること、もう一つは、見積書、それから領収書の添付が必要であるというところで引っかかったんです。

それで、光市内はこれを扱っているのはジュンテンドー1社しかないと思うんで、あそこに行ってみましたら、一般家庭用のものは扱っていないんです。農業用または庭をバラ園が、相当広いバラ園があるような方用のものしか売っていないです。

それで、私はインターネットで買おうと思ったんです。インターネットにすると好きなのが買えるんですけども、見積りの入手というのが非常に困難、できなかったんで、結局市のこの補助金に頼ることなし、全額自分で求めておるんですけども、この件についていかがお考えでしょうか。

○小山環境事業課長

生ごみリサイクル促進事業についてでございますが、光市内での購入につきましては、光市内の経済の活性化といいますか、そういったことで光市内で購入していただくようお願いをしているというところでございます。

また、見積書、領収書の添付ということでの御質問であります、これにつきましては、まず申請の段階でどのものを購入するかということでの金額の設定といいますか、こちらで把握しないといけないということがありますので、見積書によってその品物あるいは金額を確認させていただいているところです。領収書につきましては、当然購入をした後の補助金ということでございますので、その領収書に伴いまして購入費に当たっての補助割合で補助金を算定しているということでもあります。

したがいまして、今現在、インターネットのほうでの購入といいますか、あっせんはしておりませんが、今後そういった形の声があれば検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

ただいまの課長の説明で、光市の現状の要件といいますか、よく分かりましたが、ぜひ、もうネット購入はこれから主流ですから、これはもうクリックしたらもう即注文になっちゃうんで、見積書を発行してくれちゃうようなことはできないんです。それで、今課長の答弁にあったように今後はネット購入も考えようということになれば、これは事前の見積りはひとつ省略をしてもらいたいと思います。

以上、要望でございます。

○木村委員

さて、最後に1点だけ確認をさせてください。

決算書131ページ、3R推進事業です。先ほどこの3R推進事業で481トンあるというリサイクル推進事業補助金の件、御説明がございましたが、これについては子ども会やPTAなどの貴重な財源となつてございます。奨励金です。この奨励金に対してのこういった補助金がついてございますが、これが年々減ってきている、そういったもののおち理由を確認していきたいと思つています。

○小山環境事業課長

リサイクル推進事業補助金の推移につきましては、年々減ってきているというのが現状ではあります。この原因として考えられるものが、まず活動団体の数の減少が1つ上げられるのではないかと考えております。

また、もう一つは、やはりリサイクル、要は紙類そのものが数が少なくなっているのではないかと、いわゆるネット社会といいますか、そういった形で紙あるいは新聞なんかを取る家庭が少なくなっているということの影響もあるのではないかと推察はしております。

以上でございます。

○木村委員

活動団体も減っているということでございます。子ども会などが減っているのはよく分かってございます。

ただし、特に小中学校、そういった活動費を捻出するためにはここを頼らざるを得ないようなところもございます。また、3R事業というのは大変すばらしい事業だと思っています。そんな中で、奨励金単価も上がっている。こういった状況も踏まえながら、奨励、もう少し啓蒙をしていただきたいということも踏まえて、コロナ禍ということもあったかと思えます。そうした中で参加者も少なかったかというところがあったやもしれませんが、こうしたものというのは、光市を挙げて取り組んでいることでもございますので、ぜひとも、今後とも奨励していただきたい、このように考えてございますので、よろしくお願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

決算書の153ページになります。

そこの市営バス運行事業の修繕費について、何にかかったかというのを教えていただきたいです。

○坪根公共交通政策課長

それでは、お答え申し上げます。

市営バスは通常メインで運行する本車と本車の修繕や車検の際に運行する代車、いわゆる予備車の2台を保有しております。修繕料103万8,303円の内訳ですが、本車の修繕費が81万3,929円、予備車の修繕費が16万6,969円、予備車の車検代5万7,405円の計103万8,303円となります。

修繕内容の主なものとしたしましては、本車ではタイヤ交換30万2,940円、ショックアブソーバーやブレーキなどの足回りの不具合による交換23万2,991円、マフラー等の排気系統の修繕9万3,170円などとなります。

また、予備車につきましては、オルタネーター、これはバスのエンジン内にある発電機でございますが、これの交換9万5,700円などとなります。

バスの管理は、運行委託業者の有限会社大和タクシーが、毎日、車両の点検等を行い車両の機能維持に努めておりますが、1日平均で約285キロ、年間約10万キロを走行するため、通常メインで使用する本車の修繕費が多くなっています。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。

やっぱりバスとなると、これだけ年間10万キロも走っていると、これだけやっぱりかかるというのは分かりました。ただ、またこの市営バスも小さくなるというのは聞いているので、この修繕費のところは車両が小さくなれば、もっとかからなくなるんじゃないかなと思うので、ちょっとそこは期待しておるんですが、その辺りはどうしてお考えでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

年度に車両が小さくなります。そういった意味では部品とかの交換に係る費用は少なくなるとは思いますが、車が新しくなれば、初年度は修繕等は発生しませんので、いずれにしても来年度はそういった修繕費については若干少なくなるとは思います。その後は距離が伸びれば足回りやタイヤはそれなりに消耗すると思いますので、修繕が全くなくなるかといえばそうではないと思います。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

続いて、決算書の155ページになります。

事業所設置奨励金、約5,000万円のところなんですが、これ何件この利用された企業があったでしょうか。

○萬治商工観光課長

6事業所で6件でございます。

○清水委員

分かりました。6事業所ということですね。

まず、非常にいい奨励金だと思うので、法人税も、今、コロナの影響で税収も落ちているわけですから、どんどんどんどん光に企業をこういったものを使って呼び込んでいただきたいと思っております。

続いて、決算書157ページになります。

この夏季海水浴場管理運営事業について、お尋ねします。

先ほど説明があった海水浴場ごみ清掃委託料なんですが、ここはどこがやっているか。例えば、7月、8月の海水浴の期間ということではあったんですけど、例えば1日やっているのか、朝だけ清掃をやっているのか、その辺りちょっと教えていただければと思います。

○萬治商工観光課長

海水浴場ごみ清掃委託料でございます。

これは虹ヶ浜、室積、両方で実施しております、昨年度でいいますと開設はしませんでした、実際開設する場合の実施予定だった7月12日から8月31日の間、51日間ありますが、このうち30日ほど実施しております。ちなみに前年度は37日実施しておりますので、若干日数を減らして実施しました。時間につきましては、朝の7時から11時ということで実施し、車両1台を使用しまして、2名体制で実施をお願いしております。

以上でございます。

○清水委員

これちょっとここで聞いてどうなのかというのはあるんですけど、先ほど何か環境の海の清掃とかぶるなという、ちょっとふと思ったんですが、その下の観光施設等管理清掃委託料の100万円ぐらいなんですけど、これは海水浴場のどこを清掃されているんでしょうか。管理と清掃です。

○萬治商工観光課長

管理施設等管理清掃委託料ということで、メインに実施したのが海水浴場の案内所の管理業務になりまして、令和2年度は開設をいたしませんでしたが、多くの人が訪れるであろうということで、海水浴場の案内所を室積、虹ヶ浜、両方の海水浴場に設置しております。この案内所の管理、案内所をその日開設したり閉じたり、施錠の管理、周りの清掃等を実施したもので、その他、海水浴場の巡回、監視、利用者数のカウント、また、海水浴場を開いていないとか、安全に御利用くださいという放送等をしていただいた委託料でございます。

そのほか、清掃ということで室積幼児用プールが非常に砂とか葉っぱがたまって、ちょっと悪臭がするというような話がありましたので、そのの浚渫、これは2万円ではご

ございましたが、そういったものをしております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

これ令和1年度と比較して、この夏季海水浴場管理運営事業、このたびは250万円ぐらいですけど、令和1年度は幾らぐらいだったんでしょうか。

○萬治商工観光課長

令和元年度の決算額で申し上げますと、1,274万円でございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

海水浴の観光客数が令和2年度は5万2,600人ということで、ここはもうコロナの影響で致し方ないところだとは思いますが。

そうですね……。ただ、それでもやっぱこれだけ決算としてお金がかかるんだなというのは分かりました。ちょっと来年度は、ぜひ開けるように、そんなまた海水浴場の観光客が来られるようになればええなと思っております。

分かりましたので、以上です。

○早稲田委員

主要施策の成果についての152ページで、バスのことについてお尋ねします。

コロナの影響で公共交通の利用者は前年度に比べて減っていると理解していますけれども、防長交通株式会社の徳山駅前から柳井駅前の輸送人員は、令和元年度と比較して大きく増加していますが、その理由を教えてください。

○坪根公共交通政策課長

主要施策の成果は152ページの上段に記載の（４）民間バス運行助成事業の４行下の（ア）徳山駅前、柳井駅前の令和2年度輸送人員は、17万4,993人となっており、令和元年度の輸送人員15万1,807人と比較して、15.3%、2万3,186人の増となっております。

この人数は、徳山駅前、柳井駅前全体の輸送人員を計上しているもので、毎年度、防長交通株式会社が算出した数値を計上しております。

防長交通株式会社に増加理由を確認したところ、輸送人員は年1回行う乗降調査により年間の利用者の目安として毎年算出をしており、例年は5月、6月の2か月に行っているが、令和2年はコロナの影響で乗降調査が5月にできず、6月、7月に実施し、その結果に基づき年間推計を行ったものとお伺いしております。調査時点が異なったため、前年比で増となる推計結果となったもので、年間の輸送人員が増加したわけではないとのことでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

限られた時期の中でカウントしているということで、実態としては前年度比で利用者は減少しているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

防長交通株式会社に確認したところ、利用人数の減少数の実数を計算することは困難でございますが、防長交通株式会社の乗り合いバス事業全体の令和2年度の運送収入でいえば、前年比で約18%の減、前年度比で約2割の利用者が減少しているとのことでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

約2割の減ということで理解しました。

コロナ禍の中で、公共交通の利用者は減少する中ですが、公共交通の利用促進にどのように取り組んだのでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

すみません。恐れ入りますが、主要施策の成果の153ページをお願いいたします。

下段の(5)地域公共交通網形成事業のうち、ア、光市地域公共交通協議会交付金の概要に説明しておりますが、令和2年度は公共交通の利用促進を図るため、光市公共交通マップを作成、これは5,000部を印刷いたしました。この光市公共交通マップは、市内バス路線の路線図などを分かりやすく、光市の地図の上にまとめたもので令和元年度に作成を行いました。本年3月から中国JRバス株式会社が導入した交通系ICカードの使い方などを掲載するため、令和2年度に内容の一部改定を行ったものです。

改定後の冊子につきましては、光市役所本庁をはじめとする市内公共施設やバスの車内、市内のJR3駅に配置するなど、交通系ICカードの利用方法の周知も含めて路線バスの利用促進に向けた情報提供を行いました。

また、ノーマイカー運動と連携した公共交通の利用促進を図るため、光市地球温暖化地域協議会に御協力をお願いして、会員である18事業所の従業員の方に公共交通マップを配布し、市内で働く方へ公共交通の利用を促しました。配布時期は令和2年10月で、これは令和元年度に作成したものを配布しました。

次に、同じくその下、ウ、地域公共交通感染予防対策費給付金の説明に記載させていただいておりますが、令和2年度はコロナ禍において市民が安心して地域公共交通を利用できる環境を整備するため、感染症予防対策を行う、市内で営業を行う路線バス事業3者、タクシー事業者4者、一般定期航路事業者1者の計8者に対して、それぞれの事業規模に応じて給付金を支給いたしました。

感染予防対策の内容は、乗務員のマスクや社内の飛沫感染予防用のカーテンや空気清浄機の設置、消毒用アルコールの購入など、各事業所で必要な予防対策をそれぞれ講じていただき、利用者の不安払拭に努めたところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

公共交通マップも分かりやすくできていいと思います。

また、今、答弁にありました地域公共交通感染予防対策費給付金については、やはり市民の方が安心してバスを利用できる施策の一つであってよかったと考えます。

ここでまた、もう一つ質問をさせていただきます。

先ほどおっしゃられましたけど、ICカードについて質問します。

主要施策の評価は153ページ、そして決算書のほうも153ページにあります。

中国JRバスでICカードが導入されていますが、導入内容の詳細を聞かせてください。

○坪根公共交通政策課長

中国JRバスでは、令和3年3月20日から山口県内の一部高速バスを除く全てのバス路線で、交通系ICカードICOCAを導入されています。

導入内容は、バスへ搭載するICカード読み取り機や営業所用の端末、係員用のICOCA発行機、ソフトの開発経費など、総事業費9,500万円となっております。

総事業費の3分の1ずつを中国JRバスと国が負担し、6分の1を山口県が負担、残りの6分の1を関係7市の走行距離で案分して負担することとなります。

光市では市負担分の14.39%、全体事業費の約2.4%、227万8,369円を補助いたしました。

今回、ICカード読み取り機が搭載されたバスは、中国JRバス全体で36台、このうち市内にある中国JRバス周防営業所が所有するバスが7台となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

いろいろな分担でこの費用が出ているということがより分かりました。

ICカードの導入により、今後どのような効果が期待されると考えておられますでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

交通系ICカードは、中国JRバスが導入したICOCA以外にも、全国には交通事業者ごとに異なる様々な種類がございますが、このうち主要都市を中心に普及が進んでいる10種類の交通系ICカード、中国JRバスが導入したICOCAも含まれますが、この10種類同士であれば、交通系ICカードの種類が違ってもお互いに使うことができる仕組み、いわゆる相互利用というものが可能となっております。

このため、例えばICOCAにお金をチャージしておけば、旅先で例えば東京などでスイカを導入しているバスや電車を利用する際には、ICOCAを使って運賃の支払が可能となります。また、交通系ICカードに対応している店舗、お店であれば、買い物の支払いにも利用ができ、ICOCAが1枚あれば現金を持ち歩くことなく、移動や旅

行や買い物が可能となります。

このため1つ目の効果としては、旅行者などがICカードを使って公共交通機関を利用した円滑な移動が可能になることとございます。

次に、ICカードはバスの乗車と降車時にバス内の専用端末にタッチするだけで、自動的に料金が精算され、両替や小銭の準備等が不用となります。

このため、2つ目の効果としては、高齢者や障害者をはじめ、どなたでも簡単にスムーズに支払いができることとございます。

次に、スムーズな支払により、乗降時間の短縮が図られるため、バス停でのバスの停車時間が短くて済みます。このため、3つ目の効果としては、目的地への異動時間の遅延が発生しにくくなることとございます。

また事業者側のメリットといたしましては、バスの乗客がバスから降りるときの運賃の支払額の確認業務が不用となることや、1日の売上げを計算する際に現金集計の事務が軽減されますことから、こうした業務時間や事務負担の軽減が図られるというふうに聞いております。

以上でございます。

○早稲田委員

様々な効果があることが、あらためて知ることができました。

ただ、市民の方々がそんなに使い慣れていない方もおられると思いますので、先ほどの公共交通マップのところに使い方等を書いてあったということですが、そういったものがたくさん、何ですかね、啓発といいますか周知ができて、たくさん利用できるよくなるというのを考えます。

次の質問に入ります。

決算書153ページ、それからこちらの決算審査参考資料の9ページにあります地域間幹線系統確保維持費補助金ですけれども、予算書では661万円ですが、決算書では247万円で、参考資料の9ページでは不用額が414万円ありますけれども、その理由は何でしょうか。

○坪根公共交通政策課長

この補助金は国庫補助路線である徳山駅前、柳井駅前の1路線に対する補助金でございます。国庫補助路線は路線運航に必要な費用から収入を引いた差額に対して、国と県が2分の1ずつ補助することが原則となっており、本来、市町の負担というものは生じないこととなります。

しかしながら、運行収入や乗車人数が国の定める一定の基準を下回った場合、下回った部分が国、県の補助金から減額、カットされる仕組みとなっております。

関係市町はこの国、県補助金の減額部分、つまりカット部分を補助金として支援することでバス事業者にとっては事業に必要な補助金総額が確保されるという仕組みとなっております。

令和2年度当初予算では、徳山駅前、柳井駅前路線への国、県補助金のうち、国、県がカットした補助金額を関係市町で案分して補助することとし、光市負担分として661

万8,000円を予算措置いたしました。

その後、新型コロナウイルス感染症により収入が落ち込んだ民間バス事業者を支援するため、国庫補助金交付要件が緩和をされ、関係市町で負担していた補助金額の一部を国、県が負担することになったことから、光市が負担する金額が減少いたしました。

国からの通知は、令和3年、本年の2月に出され、その後国からの要請や県との調整を踏まえ、本市の補助金額を当初予算比414万2,000円減の247万6,000円と決定したため、不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

コロナの影響により、国や県とかの補助金の割合とかも変わって行って光市の負担も減ったということが理解できました。コロナの影響はそういったところにもあります。

じゃあ、もう一つ質問させていただきます。

決算書155ページの備考欄の下から5行目の地域活性化商品券発行事業に係る電算システムの構築業務の委託料についてです。

この電算システムの396万円のシステム構築は、どのような構築になっているのでしょうか、まずお願いします。

○萬治商工観光課長

このシステムは商品券の対象者の抽出、それから送付単位である世帯単位での抽出、通知書の作成、発行機能を備えたシステムです。

対象者抽出においては、基準日以降の遡及分にも対応し、通知書作成においては世帯単位で作成されますので、世帯の内訳の記載や簡易書留で送る際にそれに対応するバーコードの表示などにも対応したものでございます。

以上です。

○早稲田委員

じゃあ、主に対象者の抽出等にシステム構築ということですがけれども、この令和2年度の商品券発行事業1回限りのシステム構築になっているのでしょうか。

○萬治商工観光課長

システム構築時、昨年度の実施の時点では、翌年度以降、ほかの業務にも汎用的に活用できるような視点からはこのシステムはつくっておりませんでしたので、本事業1回限りのものとして構築をいたしました。

ただ、再度、今年度、同様の商品券事業を実施することになりましたので、この2年度のシステムを元に3年度構築することになり、結果としては再度使用することになりました。

以上でございます。

○早稲田委員

システム構築は高額ですので、令和3年度もこの経費が削減できればいいなというふうに考えています。

今後も何かシステム構築を考える際には、何か活用できるようになるとよいかというふうに思っています。

じゃあ、もう一つ、すみません、ありました。

成果の報告の159ページは、これは里の厨さんののですかね。違う。間違えました。そうそうこれで質問したいのが、里の厨さんのところなんですけれども、観光客の推移を見ると、令和元年と比較すると、コロナの影響でイベントはゼロということです。里の厨以外は約半分減少しているようなんですけれども、里の厨さんのところの令和2年のところ、増えています。

それと、区分のその他のところに含まれるものは何か教えてください。

○萬治商工観光課長

「その他」に含まれるものでございますが、主なものとしましては室積地区の観光として、この同じ表の項目にある海水浴とかふるさと郷土館を除いたものになりますが、その観光客数がございます。これはかんぼの宿の利用客数や室積観光ボランティアでの参加者等でございます。それから、フィッシングパーク光の利用者、あとは産業観光などになっております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。ちょっとその他のところが分からなかったのでお伺いしました。

以上です。

○田邊委員

決算審査参考資料の9ページをお願いします。

商工振興費の委託料、不用額の中で商品券換金業務委託料が834万2,000円、これは多額であります、説明をもう一度詳しくお願いします。

○萬治商工観光課長

商品券換金業務の委託料ですが、これは使用された商品券の換金金額、それから事務費、これ合わせたものになっております。不用額はのうち商品券換金分において発生をいたしました。

予算においては、商品券の発行総額を対象人数5万1,000人で、2億5,500万円としておりましたが、換金の実績は1枚1,000円の商品券、24万6,658枚分で2億4,665万8,000円でしたので、予算のときとその実績との差、834万2,000円が不用額となったものです。

実際の対象者数は5万582人、発行総額2億5,291万円で、1枚1,000円の商品券の枚数でいうと、25万2,910枚の実際発行でした。換金実績は先ほど申したとおり、24万6,658枚が換金されましたので、この不用額834万2,000円のうち209万円分、これ418人分ですが、これは予算計上したけれども実際発行しなかったもので、625万2,000円分に

つきましては、実際に商品券を発行したけれど使用されなかったものになっております。
以上でございます。

○田邊委員

652万2,000円分は使わなかったということ。どういうことですか。もう1回、そのところお願いします。

○萬治商工観光課長

625万2,000円分は実際に商品券を発行しましたが、使われなかった部分でございます。

○田邊委員

だから、市民にはお配りしたが結果論として652万2,000円分は市民の方が使われていないことの実績によるものだよというところが本筋ですね。はい、分かりました。

だから、結果論としてコロナの商品券は、この令和2年度行ったものについては、そういった結果が出たよというところの理解でよろしいということですね。分かりました。

次は、その下段です。この商工振興費の負担金補助及び交付金のところ。この新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援1,103万円の不用額、この不用額についても多額であるので説明をお願いしたいと。

○萬治商工観光課長

新型コロナ事業継続支援給付の不用額1,103万3,000円でございますが、これは申請事業所数が見込みより少なかったということにより、不用額が発生したものになります。

最終予算が1億5,900万円のところ、申請は3月31日まで受付ておまして、実績は769事業者、1億4,796万7,000円でございます。約1,100万円が残ったということでございます。申請された事業者の方には全員に給付をしておりますので、不用額があったら受けられなかった方がいたということではございません。

以上でございます。

○田邊委員

だから、最初の見込みよりは少なかったというのが本筋ですね。この分は、最初に言われたように。

だから、今度はちゃんと分かるということよね。今度また仮にこのようなことをしたら、ある程度のところは分かるというところで理解してよろしいんでしょうか。

○萬治商工観光課長

同じものを例えばもう1回やるとしても、その事業者によって、また収入の状況というのは変わるでしょうから、この数値というのは参考にはなるとは思いますけど、また次回同じことをやって同じ事業者が確定されるというか、はっきり分かるというものではございません。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

次に続きまして、ちょっと一つ予算書の（「決算書ですね」と呼ぶ者あり）あ、決算書の155ページの中段、中小企業等金融対策事業、これの2段目、中小企業融資債務保証料補給654万円、1億7,224万円に対して、この保証料の補給を654万円行ったというところなんですけど、これについての説明をお願いしたいと。

○萬治商工観光課長

この中小企業融資債務保証料補給ですが、これその上の段の預託金に対して補給したというものではありませんで、令和2年度に市の制度融資を借入れた方について、その借りることによって発生する保証料を補給したということです。上の金額とは直接の関係はございません。ちなみに2年度、融資実績は全部で47件ございまして、この47件について債務保証料の補給をしております。

以上です。

○田邊委員

47件に対してのこの保証料の補給を行ったということで理解していいということですね。分かりました。だから、令和2年度合算全体でという考え方でいいということね。上には関係ないということね。今の言われたのは。

○萬治商工観光課長

すみません。上というのとは間違いでございました。保証料の下の預託金とは関係ありません。47件についてのものがございます。

○田邊委員

だから、中小企業等金融対策事業の中のこの保証の補給という形ですね。はい、分かりました。47件ですね。分かりました。

以上です。

○大田委員

同じ155ページの中小企業等金融対策事業の、今、上の欄は聞かれたんですが、その下の欄の預託金の根拠、1億6,700万円の根拠。

○萬治商工観光課長

この預託金は、市内事業者の資金借入先である市内金融機関や商工組合中央金庫に融資の借入のための資金を預託することで中小企業が借りやすく、金融機関は借りやすく、そのような環境をつくるためのものがございます。

市内金融機関につきましては、前年9月末の保証債務残高の3分の1を預託するというので、預託しております。

もう一方、商工組合中央金庫は、年間定額5,000万円という取決めをしておりますので、これを預託しております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

それから、その上のページの新型コロナウイルス感染対策事業継続応援給付金1,004万1,000円で、その中で不用額が265万1,000円上がっちゃうと思うんですが、その不用額を教えてください。あ、これ違うんか。これじゃないんか。（発言する者あり）ごめんごめん。間違いです。すみません。これ中小企業の654万9,000円のやつやったよね、すみませんでした。よかです。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：弘農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

決算書は147ページ、主要施策は145ページです。

その中の有害鳥獣対策事業について伺います。

先ほど説明がありましたところでもあるんですが、まず有害鳥獣捕獲対策事業委託料の60万円、これの具体的な内容を教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村農林水産課長

それでは、有害鳥獣捕獲対策事業委託料60万円について、お答えいたします。

まず、この委託料を実施しております目的でございますが、有害鳥獣対策として市が設置しております箱わな57基を市内3捕獲隊に対し貸出し、有害鳥獣捕獲を行っておりますが、箱わな設置に安全対策上、見回りと点検が不可欠となりますので、捕獲体制の円滑かつ積極的な推進を図るため、光市有害鳥獣対策協議会と管理委託契約を締結して、適切な管理を行っているものでございます。

今、東部隊の方で18基、中部隊の方で26基、西部隊の方で13基、この3隊で60万円ということで運営しております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

簡単にいうと安全のために見回りするよと、その費用みたいな認識でよろしいでしょうか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

結構です。

○清水委員

分かりました。

その2つ下、鳥獣被害防止対策事業補助金218万7,000円、先ほど説明がありました電気柵とかで、主要施策の146ページで令和2年度は申請件数は85件ということで、平成30年から比べるとどんどん件数が上がってきておるなど。しかし、被害件数とかを見ると、そんなに捕獲数とか被害件数を見ると微増ぐらい、ほぼ横ばいなのかなと思っているんですが、これはどうなんですかね。被害というか有害鳥獣が増えておるといような判断というか、考えでしょうか。その辺りちょっとお伺いしたいです。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

捕獲頭数に関わらず、有害鳥獣の数は増えていると推測しております。以上です。

○清水委員

分かりました。

それと、その下の有害鳥獣捕獲対策協議会交付金なんですが、この具体的な内容を教えていただきたいです。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

まず、光市有害鳥獣捕獲対策協議会そのものの御説明をさせていただきますと、市内の有害鳥獣の捕獲等について、地区猟友会関係諸団体の協力により捕獲体制等を確立し、円滑かつ積極的な捕獲等の推進を図ることを目的とした会であります。

委員お尋ねの協議会への交付金の概要についてですが、捕獲隊出動費、保険料、消耗品費等、協議会運営を円滑に行うために交付するものでございます。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。それは、先ほど言った3団体、主には、先ほど言われた3団体と一緒に協議するという事なんでしょうか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

そのとおりでございます。3団体ほか、関係諸団体と協議するものでございます。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。本当に有害鳥獣件数も増えておって、令和2年度はヌートリアも3件被害があったということで、今まではなかったものも出ております。なので、こういった協議というのは非常に重要だと思うんですけど、私、先日、牛島にちょっと行く機会がありまして、だったら牛島の方が、今イノシシの被害、非常に困っておると。牛島は銃が使えないとか、なのでわなじゃないといけないけど、できる人がいなくて困ってるっていう話を島民の方から聞いたんですけど、その辺りの情報というのは、当局のほうに入っておる、その協議会の中では、そういう牛島のこととかも話されているんでしょうか。

○弥益有害鳥獣対策担当課長

状況は把握しております。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。もう牛島の方も非常に困っておられたので、まず早急に、この辺りも対応をしていただけたらなと思っております。

以上です。

○早稲田委員

主要施策の成果についての138ページの1行目に、農業総務費の(1)農業総務事務費の文章のところで、作況指数では、山口県内の73不良に対し、東部地区は83不良となりましたということで不良とあるんですけども、原因は何でしょうか。お願いします。

○西村農林水産課長

それでは、作況指数が山口県内73不良に対し、東部地区83不良になった原因についてお答えいたします。

まず、作況指数でございますが、こちらは水田10a当たり平年収穫量を100とし、その年の収穫量を示す指数を作況指数と言います。

平年収穫量は、水稻の栽培を開始する以前に、その年の気象推移や被害発生状況を平年並みにするとみなした上で、最近の栽培技術の進捗などを考慮した実収量を基に策定されたその年に予想される10a当たりの収穫量と定義されております。

作況指数は、106以上が良、105から102がやや良、101から99が平年並み、98から95がやや不良、94以下が不良と5段階に分かれており、数値が100を上回るほど豊作、下回るほど不良を意味いたします。

毎年農水省より、作柄の進捗具合に合わせて9月と10月に各月15日現在の作況指数の速報値が公表されており、最終的には12月にその年の作況指数が確定することとなります。

山口県におきましては、この作況指数を長北84不良、東部83不良、西部67不良と令和2年度分について、3つに区分して表しております、トビイロウンカによる被害及びこれらに伴う早刈り、加えて9月上旬の台風による瀬戸内海沿岸部での潮風被害等によって、特に西部地区の状況が悪かったことから、山口県全体としては73不良となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

やっぱりトビイロウンカの被害と台風の被害がもとでこうなったということで、自然のことなのでなかなか調整難しいと思いますけれども、それに対しても対策は取ってあったので今年は大丈夫かなと考えます。

続きまして、また138ページ、同じ主要施策の成果のあのところで総土地面積のうち、農業関係面積の表の中の田の数値が年々減少していますけれども、担い手不足が原因でしょうか。それに対する対策はいかがなものでしょうか、お願いします。

○西村農林水産課長

それでは、農地面積の減少に対する原因及びその対策についてお答えいたします。

まず、原因でございますが、委員仰せのとおり高齢化に伴う担い手不足というのがあります。このことは、令和2年度に実施いたしました担い手に対するアンケート調査の結果、中心経営体の規模拡大よりも担い手がなくなる見込みの農地が数多く見られることなど、後継者不足が顕著となっている状況を確認しております。

これらのほか、災害に伴う農地被害や有害鳥獣被害に伴う意欲の減退等も一因となっており、こうした要因のもと、新たな担い手の集積が困難な条件の悪い農地を中心に減少しているものと推察されております。

次に、これらの対策についてでございますが、こうした課題を解消するため、新規就農を希望する方や中心経営体をはじめとする農業者などの各種相談に応じるとともに、決算書の138ページから141ページ、農業振興費にありますように、新規就業者や農業者に対して各種支援を行いながら課題等の解決を図っているところでございます。加えまして、農業者、行政、関係機関が一体となって農業振興を図っていくため、協議会等を組織し、情報共有や連携を図る取組を推進しているところでございます。

さらに、地域の農業、農地を守り発展させていくため、人・農地プランで定めた方針に基づき、中心経営体等への農地集積が促進されるよう農地中間管理事業に取り組む中で農地情報を共有するなど、各種ソフト対策の充実に努めております。

次に、決算書140ページから143ページ、農地費に見られますように、老朽化した土地改良施設の整備・改修や長寿命化対策などによる施設の使用期間の延命や農地・農業施設を保全管理する農業者団体に補助を行うことにより、地域で一体となった保全管理を推進するなど、新たな担い手が、これらの農地、農業施設を安心して使えるようにハード面の支援の充実に努めているところでございます。

さらに、決算書198ページから201ページ、災害復旧費に見られますように、異常気象等に伴う農地農業施設の被害への対応や有害鳥獣対策あるいは令和2年度のトビイロウ

ンカ被害など、不測の事態の対策につきましてもソフト・ハードの両面から支援できるよう努めているところでございます。

このように、対策につきましても現状の問題が少しでも解消され、耕作農地の減少に歯止めがかけられるよう総合的な観点から課題解決を図っていこうと考えているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

様々な問題で田の数値が減少している、面積では減少しているのは高齢化と、あと、台風とかいろいろな問題で意欲の問題があるということと、あといろいろなことが考えられるので、ハードとソフト両方の面で農地の管理等に対しても補助しているということでございます。

なかなか管理していくのは大変だとは思いますが、様々な面から農業者を応援していただければと思います。

続きまして、もう一点質問いたします。

主要施策の成果の140ページの上から2つ目のイの農業振興拠点施設里の厨の販売実績の表のところです。

私さっき間違えそうになったんですけど、ここの里の厨は、コロナ禍でも私が通りかかったときにいつも駐車場にたくさん車が止まっていますすごいと感じていました。そのように、やはり販売実績というのは増加しております。

この項目を1個ずつ見ていきますとその他というところが、やはり令和元年から2年にコロナ禍でもやっぱり数字が増えておりますが、このその他というものの中にはどのようなものがありますでしょうか、教えてください。

○西村農林水産課長

それでは、主要施策の成果の農業振興拠点施設里の厨販売実績のうち、その他の内訳についてお答えいたします。

その他の内訳でございますが、まず芋類というのが427万9,762円となっております、これは前年並みということでもあります。

次に、花卉、花木、こちらが951万6,503円とこちらも前年並みとなっております。

次に、林産物、卵、これが2,054万3,377円、前年度は1,705万7,564円となっておりますので約300万円売り上げが伸びております。これはコロナ禍の巣籠もり需要によるものと思われまして、それと、林産物の主なものとしては、キノコ類、タケノコ、山菜、栗などがございます。

次に、苗類として389万5,036円、これは前年度並みとなっております。

次に、工芸品、これは、マスク等でございます。これが832万4,210円、前年度は393万8,228円と400万円以上の売上げが伸びております。これは、コロナ禍でマスクの需要が高まったことによるものと思われまして。

最後に、観賞魚、水草、炭など、その他として653万354円、これも前年度並みとなっております。

以上により、林産物等が約300万円、工芸品いわゆるマスクが400万円、この2つの売上増がその他の増額の主な要因と考えられます。

以上でございます。

○早稲田委員

何かコロナ禍の中でもやっぱりそのニーズというか、そこにターゲットに合わせてマスクで400万円はすごいなと、数字聞いてびっくりしましたけれども、やっぱりそのようにちゃんと考えて、こちらの品物を考えて売っておられるんだなと思いますし、お客様も喜んでおられると思います。ますます発展していくといいなと考えております。

では、最後1つ質問します。

決算書139ページの下から2行目の6次産業化促進事業補助金、そして、参考資料のほうの9ページのところに6次産業化促進事業ということで不用額がありますけれども、こちらの事業はどのような事業なのか、具体的に教えてください。

○西村農林水産課長

それでは、6次産業化促進事業の事業概要についてお答えいたします。

6次産業化促進事業は、本市の農林漁業者等を対象に、地元産農林水産物の加工による新たな商品化に向けた機械や設備の新規整備に係る経費の一部を補助するものでございます。

事業費は15万円以上300万円未満が対象となり、補助率は3分の1で補助額の上限は30万円となっております。

令和2年度は2つの申請がございました。1つは、現在、出荷している野菜のうち、傷等により、そのまま販売できないものを乾燥加工したドライベジタブルとしての販売を目的として、乾燥機と製粉機を整備するため22万9,000円を交付したものでございます。現状は、ひかりドライベジとして、1袋200円で里の厨で販売しております。

もう一つは、光の漁師が取ってきたレンチョウを牛島の塩を使って日干しにし、販売することを目的として、真空包装機とラベル印刷機を整備するため11万7,000円を交付したものでございます。現状は、牛島の塩干し、光レンチョウとして、1袋600円で里の厨等で販売しております。

これら2つの合計額が34万6,000円となり、当初予算で見込んでおりました1件30万円、2件分となる60万円に至らなかったため、24万4,000円が不用額となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

新しい商品開発で、そういう機械とかを補助していただけると、やっぱり開発者もやりやすいと思いますので、こういったものがどんどん利用されるといいなと思います。

今後どうぞよろしく願いいたします。

質問は以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○西崎委員

決算書の151ページのフィッシングパークの管理運営事業についてお尋ねをします。

フィッシングパークは、入園料、餌の販売等の収益も上げております。これが市の歳入の部に上がってないのでございますけど、それでいいですか。

○西村農林水産課長

フィッシングパークの餌代、入園料等の歳入が、この決算書等に上がってないことに対するお尋ねについてお答えいたします。

フィッシングパークは、利用料金制で運営されております。利用料金制は、入園料やフィッシングパークで販売している餌代、氷代、こうした歳入をある程度想定される人数で見込みまして、それらに対する支出見込額を差し引いて不足する費用について指定管理料として支出しているものでございます。

この算出に当たっての想定入園者数は、1万5,000人として考えておりますので、本年度は、主要施策の成果の150ページの令和2年度には1万2,846人となっておりますので、フィッシングパークとしては、この度は赤字であったのかなと思われま

す。以上でございます。

○西崎委員

今、お答えにありましたように、主要施策の成果について150ページには、令和2年度728万9,000円の入園料収入があったところです。令和元年度は876万5,000円もありました。ところが、この決算の151ページに戻ってみますと、管理運営事業400万円程度払ってるわけです。それから引くとかなり300万円ぐらい黒字が出るんですよ。にもかかわらず、今の……

○委員長

西崎委員。管理運営事業は、その目のまとめの数字であって、指定管理団体に行くのは指定管理料のところだと思いますが。

○西崎委員

だから、要するに市のほうで修繕したり、それから浄化槽の維持管理をしたり、それから土地の借り上げ料と、場合によったら今年みたいに、海中に潜っているところの電気防錆の工事数百万円かけてやったり、施設補修の資材も払ったり、要するにこれは市が出さなくても728万9,000円なんかまえるんじゃないかということなんですよ。ほいで、今のお話によると、指定管理料も94万2,000円払って、しかも入園料の730万円あると。市のほうは1,000円も入らずに、このフィッシングパークに出しっぱなしなんですよ。

本来、これ何のために市がつくったかちゅうことになってくるんですけど、大体、市のほうがこういう出しっぱなしじゃなしに、入園料等があったら市のほうの歳入にすると。一旦市のほうに入れた上で、この151ページのフィッシングパークの管理運営事業を支出するのが本来の在り方だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○西村農林水産課長

まず始めに、主要施策の成果150ページにある728万9,000円、この入園料のことについてでございますが、もう先ほども申し上げましたように、フィッシングパークは利用料金制で収益を考えております。この利用料金制を考えるに当たって、今想定されているのは1万5,000人で、入園料が841万5,000円入ってこなければ赤字になります。現状1万2,846人ということなので、フィッシングパークとしては赤字になっております。

次に、フィッシングパーク管理運営事業、その他フィッシングパークに関連の施設整備、これらに関する支出の件でございますが、こちらにつきましては、基本協定を光漁協の方と交わしておりますので、リスク分担表に基づきまして、市が行うべきものに対しては市が支出し、指定管理者が支出するべきものに関しては指定管理者が支出するという分担のもと、運営を行っているものでございます。

以上でございます。

○西崎委員

管理運営について、山口県漁協とかなりいろいろな交渉があった結果こうなっているというのは分かりますけども、今の入園料については一旦市の歳入に入れて、そして不足する部分を市が補うと。これは年によって金額は変わってくると思いますけど、そういうふうな在り方が、私は本来のやり方じゃないかと思います。

○委員長

西崎委員。指定管理の在り方につきましては、過去の予算でも認定されていますし、また指定管理の契約においては、市議会にきちんと報告もこれまでであったところでございますので、今後の指定管理の更新の際に、また御提言いただければと思います。今回はあくまでも決算でございますので、現状の確認までとしていただければと思います。

○西崎委員

分かりました。質問を終わります。

○田邊委員

私は、146から149ページに当たる治山費についての質問を行いたいと。

149ページ、決算書、上の治山費、これ予備費から充用して305万1,000円、参考資料によると12ページ、予備費充用の状況、この辺りにあるんですけど、ただいま説明がありました。これについて金額がちよっと大きいのもう少し詳しく私、説明していただきたいと。よろしくお願ひいたします。

○西村農林水産課長

それでは、治山費の予備費から充用305万1,000円、こちらについてもう少し詳しい説明をお答えいたします。

当該業務は、令和2年7月豪雨により被災いたしました市有林において倒木処理や危

険木の伐採を行うもので、実施場所は、市営岩狩住宅に近接する市有林でございます。

崩壊いたしましたのり面は、不安定な状況となっております、再度豪雨等に見舞われれば倒木が生じるなど住宅等への影響が懸念されるため、緊急的にこれらを伐採する必要があったことから、予備費により財源を確保し、対応したものでございます。

また、入札に伴う入札減から委託料は259万4,900円となり、残りの45万6,100円は不用額となっております。

工事につきましては、令和2年の8月中に契約し、9月末までに完了しております。以上でございます。

○田邊委員

説明では、岩狩の当該を翌年度に繰り越すという形というのものもあるわけですね。この繰越明許のところの部分は。はい、分かりました。

もう一つ大きいのがありますんで、これは予算書の201ページをお願いします。

上から3番目、これは市の単独事業、これのその下に機械機器借り上げ料と災害復旧工事、これも災害復旧と思われる。予備費から充用が543万4,000円という形であります。ただいまのこれも説明はある程度分かりましたが、もう少し詳しくお願いいたします。

○西村農林水産課長

それでは、現年度海岸保全施設等災害復旧費の予備費から充用543万4,000円、こちらについて、もう少し詳しくお答えいたします。

これらは、令和2年7月豪雨及び台風10号の影響により被災した海岸保全施設の災害復旧や流木の処理等を行ったもので、緊急的な対応を求められたことから予備費より財源を確保し、対応しております。

まず、1つは松原海岸の河口付近について、令和2年7月豪雨により被災いたしました海岸施設の応急復旧として、護岸の大規模崩落を防ぐために緊急的に大型土のうを設置したもので、こちらが95万4,000円を充用しております。

次に、象鼻ヶ岬の外護岸、こちらにつきまして令和2年台風10号の影響により被災した海岸保全施設2か所の石積み及びコンクリート擁壁を復旧したもので、こちらにつきましては328万1,000円を充用しております。

最後に、令和2年7月豪雨により漂着いたしました大量の流木や枝等について、船舶渡航の安全に支障を来すだけでなく防波堤等の海岸施設等の影響も懸念されることなどから、緊急的に漂着物の処理を行ったもので、こちらが119万9,000円を充用しております。これらを合計いたしまして、予備費から充用543万4,000円となります。

以上でございます。

○田邊委員

護岸の今資料を持っていると思われるんですけど、長さはどれぐらいの長さですか。大体教えてください。

○西村農林水産課長

象鼻ヶ岬の外護岸については、大体五、六mぐらいの長さです。で、松原海岸のほうについては20mぐらい、まあまあ延長があったと思われます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。大体のところは。はい。

以上です。

○大田委員

143ページの県の単県の農山漁村整備工事301万3,000円の件で事業概要など、ほいでなぜ、令和1年から繰り越されたのか、ちょっともう一遍説明をお願いしたいと思いません。

○西村農林水産課長

それでは、単県農山漁村整備事業について、事業概要とその繰越理由等についてお答えいたします。

まず、当該事業でございますが、平成30年度から県営事業として工事着手しておりました浅江西河内地区の危険ため池となる柏木ため池の改修に伴う市道の整備工事となります。

柏木ため池改修の実施に当たりまして、資材搬入や残土搬出等のために、仮設道を整備する必要がございました。このため、地元分担金の対象となります受益者と協議した結果、幅員が狭小な市道、西河内貴布弥線と言うんですけど、これを拡幅利用し仮設道とすることや、ため池の改修工事が完了した後は、舗装整備等を市の方で実施するという方向で進めることとなりました。こうした状況から、柏木ため池の事業費全体が増額され、地元分担金もちょっと増額されるような運びになりましたが、市道が2mから4mに拡幅されることや老朽化して早急な対応が求められておりました本市道の橋梁の拡幅更新等、この事業を行う中で解消できるということで地元にも大きなメリットとなりますので、関係者の承諾を得ることができ、実施することになったものでございます。

こうして柏木ため池の工事が完了したために農林水産部局の県補助事業を活用いたしまして、延長約100m、幅員が4mの市道の舗装整備等を行ったものでございます。

なお、繰越しにつきましては、県営事業、柏木ため池の方が終わらなければ工事着手できないという事情から、県営事業の工事期間が延長されたことに伴いまして工事の実施が繰越しとなったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。地元の人々の協力もあって、無事に終わってよかったなと思っております。

それから151ページの中ほどの海岸保全事業費の中に、繰越明許費の8,622万2,000円、たしか説明がなかったと思うんですが説明をお願いしたいと思いません。トータルで

8,728万4,000円で、工事において8,600万円なんかがあったと思うんですが。

○西村農林水産課長

それでは、決算書151ページの8,622万2,000円、こちらの繰越明許についてお答えいたします。

こちらは、室積松原海岸で実施しております光漁港海岸保全施設整備事業でございます。

決算書の備考欄の中段ぐらい2,027万7,400円、こちらの工事が第1工区で、年度内に完了できる工事でございます。これらにつきましては、県から追加の補正予算というか追加の内示を頂きまして、事業費が1億1,300万円くらい、かなり膨らみましたんで、その追加分を次年度に先送りするということで繰越工事となったものでございます。工事は9月の末で完了しております。

以上でございます。)

○大田委員

ついでに、その下の公有財産購入費100万円について。

○西村農林水産課長

それでは、公有財産購入費の繰越しについてお答えいたします。

こちら光漁港海岸保全施設の用地買収費でございます。工事の関係で、用地買収費を繰越さなければいけない事情がございまして、地権者とのお話の中で、同じように繰越しを行ったというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

場所、戸仲ですかね。

○西村農林水産課長

場所は、室積松原でございます。

○大田委員

なるだけ早く、9月に終わっちゅうことで、大分安全対策にもなったと思うんです。

それともう一件、第2次光総合計画評価書か、令和2年度版で13ページ、重点項目1の中の政策3の中の指標名の③で、地元の食材購入している人の割合が、評価が進捗率が19.4%でDとなっているんですよ。ちょっとそこんところの何ちゅうか評価ちゅうか、お願いしたい。

○西村農林水産課長

光市第2次総合計画評価書の13ページ、地元の食材購入している人の割合がDになっているという点でございます。

こちらにつきましては、目標値95%ということで、里の厨を整備いたしまして、光市は地産地消が推進されているということではございますが、地元食材を利用している方が95%は、かなり高過ぎた。(笑声) ということで、目標がそこまで行けてないということで、今回、もう少し現実的な路線で見直すべきじゃないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解。終わります。

○西崎委員

主要施策の成果についての153ページでございます。

地域公共交通網形成事業、これは、光市にはなじまないものを国土交通省が5年に一遍、公共交通網形成計画を立てなさいということで、これは光市ではなじまない。というのは、光は公共交通に乗る人はあんまりいないんですよ。マイカー主体のまちなんで、もう奥さんも御主人もみんなマイカーを持っているまちです。と言いながら、一応5年ごとに計画を立てて、公共交通に乗ります、乗りましょうということになっておるわけですけど。

そこで、質問があるんですけど、今光市は、約八百数十人いる市の職員が、公共交通を利用して通勤するような施策を打ち出しておりますでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

市では、ノーマイカーデーというものを月末に設けまして、全職員にノーマイカー、公共交通等の利用を呼びかけています。これは、公共交通使うというよりも車を使わずに出勤するというので、うちの計画で言えば、モビリティ・マネジメントの観点から車に依存しない社会づくりの促進をしようとするものです。

以上であります。

○西崎委員

ノーマイカーデーをやっているということですけど、これは多くても月に1回なんですよ。あるいは年に数回。その日だけやったんじゃあ別に何ら効果は私ないと思います。

ほいで、これは県庁でもやるんですけど、徒歩、自転車、公共交通、主にバスですけど、これを使って30分以内に登庁できる職員は、駐車場割り当てられないんですよ。こんに光市は、結構駐車場すぐいっぱいになる。職員の方は恐らくフリーの状態、そこ行ったらバス停はあるのに、10分歩けば、恐らくマイカーで来ている人がほとんどだと思うんで、これは吉本副市長さんも来られておりますから……

○委員長

西崎委員。ただいま経済部所管の決算審査でございますので、あくまでも、西崎委員が示された153ページにある地域交通網形成事業に関する決算の質問となるようにして

ください。職員の通勤については、通勤状態とか駐車場の状況についてはと、総務所管で尋ねることはできないことはないかもしれませんが、あくまでも経済部は公共交通担当でございますので、公共交通担当の中の決算になじむ形での質問をお願いいたします。

○西崎委員

委員長言われることはよく分かりますけど、総務委員会でこの質問する者はいないと思ったので、この機会を借りて意見、要望をしたところですが……

○委員長

光市議会は委員会制で、会派制を取っておりますので、また同じ会派の中での総務市民文教委員会などで対応ができるかと思えます。あくまでもここは経済部の決算の質問の場でございます。その上で、質問がございますか。

○西崎委員

分かりました。私の願意はそういうことでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和2年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。決算書の161ページをお願いします。上から、道路維持費の備考欄、道路維持管理事業、これは8,803万1,000円でありますというところで、これ、トータルで下段、予備費から充用が327万6,000円の充用と説明ありましたが、この充用について、もう少し詳しくお願いしたいと。

○山本道路河川課長

予備費からの充用に関する詳細をとということでございます。

同ページの備考欄の中ほどの下から7行目、機械器具借上料等、189万円、そして、その1行下、道路維持補修用資材138万6,000円の合計で申しますと、327万6,000円を充用しております。

○田邊委員

どうということ。

○山本道路河川課長

これは、道路の陥没などへの対応や補修用資材の購入などに加え、令和2年の年末や令和3年1月初旬の積雪や降雪時に、道路の通行の安全を確保するために、凍結防止剤の散布や購入を行ったものなど、道路の安全な通行を確保するため、緊急的な対応が必要となる費用が不足したことによるものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

道路の陥没等と凍結防止剤、塩化カルシウムですかね、塩カル、これを買った値段というところなんですけど、内訳をもう少し具体的にお願いしたい。凍結防止剤の散布などの、その材料の部分、どれぐらい買ったのですか、この辺りは。

○山本道路河川課長

予備費から充用した予算の支出の内訳についてでございますが、凍結防止剤散布等に係る費用でございますが、これは、機械器具借上料等から約120万円、凍結防止剤の購入は、道路維持用補修材から約90万円、これは25kgの凍結防止剤、これを約500袋購入しております。以上、降雪・積雪に係るための費用は合計で210万円でございます。

そのほかの緊急対応に係る費用は、機械器具借上料等から約70万円、原材料の費用などは、道路維持補修用資材から約50万円でございます。

○田邊委員

令和2年度に雪が降ったと、それで各地で道路が凍結防止剤を、今、説明では500gですかね、（「500袋」と呼ぶ者あり）、25kgの500袋というところじゃったですね。それが210万円ということですよ、雪が降ったので500袋買ったというところ、機械借上料が120万円という部分でええですか。あと70万円というのがあったけど、これも機械借上なの。

○山本道路河川課長

もう一度、整理させていただきますと、凍結防止剤の散布等に係る費用、これにつきましては、機械借上料から120万円、あと凍結防止剤の購入に関する費用は、道路維持用補修材から90万円、この90万円は25kgの袋、500袋を購入したものでございます。

それと、70万円ということでございますが、これは、その他道路の緊急対応に係る費用でございます、機械器具借上料から70万円でございます。

以上でございます。

○田邊委員

203ページ。予備費、ここに書いてある。土木費への充用369万4,000円と、ここ、ようチェックしとってくださいよ。ほとんどこの予備費の充用というところを見ると、今のこの道路維持管理事業についてという、考えられますよね、その辺りはどうですか。

○山本道路河川課長

この土木費充用のうち、維持管理につきましては、委員が仰せのとおり、このうち327万6,000円を、道路維持管理事業のほうへ充用しております。

以上でございます。

○田邊委員

じゃから、大半は、この令和2年度の予備費から道路維持管理事業については、この部分で使った、どうしようもなく、これに充てたというところは、そういうことですよ。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

先ほどから言われるように、道路の通行の安全を確保するための緊急対応に関する費用、これについては、今の、私が言ったように、この予備費からほとんどを使っておると、この辺りで、決算ですけど、決算の結果論ですけど、予算が少なかったんじゃないかと、その辺りの認識はどうですか。

○山本道路河川課長

道路の通行の安全確保などの緊急対応に対する必要な予算でございますが、これは他の予算と同様に一定の予算は確保しております。しかしながら、大規模な道路の陥没や道路施設の破損や損傷、また、先ほど申しました、降雪や積雪などの自然現象などの予想が困難で、突発的で緊急を要する事案への対応につきましては、予算に不足が生じる場合は、その状況に応じまして、予備費から充用するなどの対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

やから、毎年度、その雪が降る冬までに、年度当初は、その会計年度で12月から1月、2月、3月の辺り、雪が降らんという想定なのか。

○山本道路河川課長

凍結防止剤に関する費用につきましては、一定の予算は確保しております。ただ、今回のように、比較的規模の大きい事案に関しましては、予備費ということで対応をしたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

令和2年度の当初予算は8,803万円じゃったと。それで、令和元年度の当初予算より約170万円の減額なっとる。その辺りは、道路の維持管理に関する予算が不足していると思うんですけど、この決算の額で、結果論として、この適切に維持管理ができたとかいうところの認識を教えてほしい。

○山本道路河川課長

道路の補修、維持管理につきましては、通行の安全性も考慮しながら、また状況に応じ、適切な対応を取っております。歳入歳出決算にお示ししている費用において、適正に管理を行っていると認識しております。

また、橋梁の補修などの老朽化が見られる施設については、効率的な維持管理となるよう、計画的な対応も併せて行っているなど、限られた財源の中で効率的となるような対応を取っていると認識しております。

以上でございます。

○田邊委員

今言われるように、適切な管理がなされていると、しかしながら、道路の通行を良好な状態に保つように維持修繕するということなんですけど、この道路維持管理事業に絡むと思うんですけど、市内各所にこの道路河川課の三角コーンをよく見かけます。これらの箇所への補修の対応は、令和2年度ではできてあるのか、どうなんです。

○山本道路河川課長

道路や河川の損傷箇所には、委員お示しのとおり、三角コーンを置くことがございます。これは、注意喚起を促すためのものもございまして、損傷等が生じた場合には、危険防止のために、注意喚起をするために三角コーンを設置しております。これは、一時的な対応でございまして、その後、災害であれば、災害復旧、補修であれば補修・修繕等、その状況に応じて適切な対応を取っておりますので、一時的に時間を要しているということもございまして、危険防止を取りながら、適切な対応を取っているということで、御理解願えればと思います。

○田邊委員

はい、分かりました。

そもそもなら所管の考え、ちょっとこれを聞きたい。道路管理において、道路法にのっとって、道路法の第何条において、この維持管理、認識しておるか、この維持に、補修・修繕については。道路法の第何条第何項において、地方公共団体では行うようになっているかということ。これはいつやることやから、分かってなければおかしい。分からないなら私が言うよ。分からないなら分からないでよろしい。

○酒向建設部長

道路法についてでございますけども、道路法の第42条に「道路の維持管理又は修繕」ということで記載がございます。

以上でございます。

○田邊委員

道路法（昭和27年法律第180号）第42条の第1項において、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」、それだけの予算が必要なわけなんですよ、これ。結果論として、これなんじゃから。令和2年度についてのこれは必要なのよ、この300幾らが分かります、そこ。こう書いてあるんじゃから、法律に。お願いしますよ、そこ。要望。その辺りをお願いします。

続き、行きます。

市内の橋梁整備についてです。主要施策160ページ、お願いします。160のイと161のウと関連だと思う。この橋梁の実施設計と補修工事について、令和2年度は当初予算で7,950万円、当初予算の概要にも載っておったと、これ。市内の橋梁整備事業。光市のこの長寿命化修繕計画に基づき実施する橋梁3橋の実施設計及び橋梁3橋の補修工事、この関連だと思うが、この辺りの説明をもう少し詳しくお願いしたい。さっき何か2橋とか言われたような気がしたが。

○山本道路河川課長

橋梁整備事業についての御質問でございます。

委員お示しのとおり、主要施策の160ページの下の表にありますように、西河原橋など3橋の補修設計を行っております。また、補修工事につきましては、1枚めくって161ページの表の上の2段目と3段目にお示ししております、宮田橋と大和大橋の2橋の補修工事を完了させております。

なお、枝虫川橋の橋梁補修工事がございます。これにつきましては、さきに御説明させていただきましたように、令和3年度に繰り越して工事を行ったところでございます。

以上のことから、委員お示しの当初予算額7,950万円に対し、実施設計は約1,450万円、橋梁補修工事は約4,803万5,000円の合計で、6,253万5,000円の決算となっており、枝虫川橋の補修工事費につきましては、1,770万円を令和3年度に繰り越しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

その辺りは分かりました。

ちょっと食い違う部分が若干あるんで、令和2年度の光市当初予算案の概要、市内道路橋定期点検事業、この当初予算では、道路橋25橋の点検となって2,050万円、160ページの主要施策、ア、これは予算は合っておると、この事業費の一番下、これ、2,050万円と、トータルではおうちよると。しかしながら、18橋プラス1橋という、数字が違う

と。この辺りを、説明をお願いしたい。一応、説明してください、ここを。

○山本道路河川課長

市内の道路橋の定期点検につきましては、委員仰せのように、主要施策の160ページのページの中ほどにお示ししております。これにつきましては、18橋の点検を行っております。

なお、大和大橋においては、市内道路橋点検による部分とJR委託点検による部分がございますので、橋梁数でいうと、合わせて18橋ということでございます。

それと、あと当初予算の25橋との関連についてでございますが、当初予算では25橋を予定していたところでございますが、JR委託点検費用が増額となったことから、事業費の増額は行わずに、事業量の調整を行い、18橋としたところでございます。7橋については、令和3年度以降に実施する予定としているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

そこをちゃんと説明をしてもらいたかったと、一応、こういう予定に、25になっちゃったんじゃないから。別に、それはなったんじゃないんじゃないけどよ。そういうのをちゃんと、食い違いがあったら、やっぱりおかしいのでね。そういう、JRでそうなったんじゃないから、こねえなったよと、そこをお願いしたいと。

以上です。

○大田委員

決算書の159ページ、道路整備事業で不用額が上がっちゃうんですね。説明が少しあったんですが、221万8,000円、上がっているんですが、もう一度、ちょっと詳しく説明してもらいたいと思うんですが。

○山本道路河川課長

決算書159ページ、道路新設改良費の補償補填及び賠償金の不用額221万8,000円についてでございますが、これにつきましては、1枚めくっていただき、161ページをお願いいたします。

備考欄の一番上の行、令和元年度水道管移設補償等に対する不用額でございます。

これは、令和元年度から令和2年度に繰越し、完了した浅江4丁目の浅江排水路に架かる川口第2橋の橋梁補修工事におきまして、工事の支障となる水道管の移設に係る補償費が減額となったことによるものでございます。

以上でございます。

○大田委員

一応、令和元年度から設計をされておって、それで令和2年度に工事されたと、令和元年度から繰越明許、その金額はされたというわけで、その水道管の移設でどのような建設費で減額されたのか。令和3年度にもう設計がされて、その設計を繰越しして令和

2年度に、これは工事されたと思うんですよ。それで、それだけ不用額が220万円も上がったということは、設計の段階でどうやったのかとか、また、そこに、現場において、これやから公平な仕様で持っていったんだが、いや、そこよりこっちのほうが安い価格で上がるからできたとかいう理由があるじゃろうと思うんですよ。そのこのところ、説明をお願いします。

○山本道路河川課長

まず、この水道管移設に係るものでございますが、これは橋梁を中心とした約52m区画の移設を行っているところでございます。この区間につきましては、設計のとおり52mの移設を行っております。ただ、実際の施工に係る経費等につきまして、施工を行う中で減額になったもの、例えば、掘削断面が共有できたり、そういったところで費用が軽減されたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

もう具体的に言われたんですが、ちょっとそこで掘削断面からじゃなくて、多分、深さじゃろうと思うんです。水道管というのは60cm以上深くやらずに浅く設計のはずなんです。初めは1mで設計されていたのか分かりませんが、多分、私は60cmで設計されていたと思うんですが、掘削断面が変わって安くなるということは、この埋設深が浅くなるという感じを覚えるわけですよ。それで、これだけの工事で安くなったと、ちょっともう一遍納得できるように、すみません。

○山本道路河川課長

これは橋梁補修工事に密接な関係がございます。掘削断面というのは、どちらのほうで掘削を行うかという意味での掘削断面の変更ではなく。例えば、橋梁の補修工事で掘削したりとか、そういった部分で共有部分を精算した結果、安くなったと。その他、必要な施工費を見直すなどの精算の結果ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

土木の工事の際に掘削したのを、それをそのまま入れたというような解釈でいいわけですね。分かりました。ちょっとした言葉遣いで、引っかけ、すみませんね、そりゃあ。

次に、移ります。

163ページの、河川水路浚渫工事、これは、主要施策の163ページですかね、これ、載っているんですが、もう少し詳しく教えてください。

○山本道路河川課長

河川水路浚渫等工事でございますが、これは、河川等の氾濫や水害を未然に防止するため、普通河川などに堆積し、流下の支障となる土砂の浚渫を行う工事でございます。

工事の場所と概要につきましては、委員お示しのとおり、主要施策の163ページの下
の表でございます。ここには、河川名と浚渫した延長や浚渫土量をお示ししているところ
でございます。虹川や溝呂井川など9件の浚渫工事を行っております。

なお、令和2年度からは、国の緊急浚渫事業債を活用し、表の虹川から田布施川まで
の7件の普通河川などの浚渫を緊急的かつ集中的に実施したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

まあ、この、やりましたと、メーターから立米数やら全部書いてあるんですが、申し
訳ない、勉強不足で、教えてください。

ここに、緊急浚渫推進事業債というのが書いてあるんです。ちょっと、そのところ
を教えてください。

○山本道路河川課長

緊急浚渫事業債でございますが、これは河川氾濫等の大規模水害が相次ぐ中、流下の
支障となる土砂等を除去する河川浚渫により、水害の発生を未然に防止するため、地方
公共団体が単独事業として、河川等の浚渫などを実施できるよう、国が令和2年度から
新たに緊急的な河川浚渫等の経費について、地方債の発行を可能とする特例措置として
創設されたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

国が地方公共団体に地方債を発行するのを認めたということですか。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○大田委員

国が認めても、それじゃったら、市が、地方公共団体が戻さにはいけませんから、ち
よっとようそのところを、使い勝手があんまり、誤らないようお願いしたいと思っ
ております。

それから、そこに田布施川と書いてあるんですが、田布施川は、私が聞いた話じゃあ
県の維持管理区間と思ったんですが、これは市がやったように書いてあるんですが、佐
田上より上のところをやったということですか。

○山本道路河川課長

委員御承知のとおり、県が管理する二級河川の区域は、河川法に基づいて指定がなさ
れておるところでございます。田布施川につきましては、二級河川の上流区域は、大字
塩田の佐田地区というところでございます。県道光日積線と県道佐田中田布施線が交
差する三差路、この付近が上流区域ということで、そこまでが二級河川、これより上流

は普通河川として市が管理しております。

令和2年度に実施しました浚渫箇所は、この三差路の交差点から上流側の普通河川の区域でございます。

以上でございます。

○大田委員

それなら、それより下は、県が維持管理をするから、浚渫してくださいというお願いしても、県がやってもらわんにゃあ、市のほうはどうしようもできないということでもありますか。

○山本道路河川課長

そのとおりでございます。

○大田委員

しっかり県のほうに要望してから、田布施川のしゅんせつをお願いしたいと思います。この項は終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：松並都市政策課長～別紙

○早稲田委員

主要施策の成果についての165ページの表の下のエのところ、景観形成推進業務と書いてありますが、これはどんなことなのか教えてください。

○山本開発指導担当課長

景観形成推進業務についてでございます。

これは、本市の山・川・海の豊かな自然景観を守り、これらと調和した良好な景観を形成するため、平成26年に施行した光市景観計画に基づき、一定規模以上の建築行為や開発行為などについて事前に協議等を行い、一定の規制誘導を図り、良好な景観形成を推進しようとするものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

この業務にかかった費用とかは決算書のどこかに記載されていますでしょうか。

○山本開発指導担当課長

この業務につきましては、事前に協議書が出てきまして、それを所管で審査して、景観形成基準に適合しているかどうかを判断して、事業者へ回答しているもので、人件費以外の費用等は発生しておりません。

以上でございます。

○早稲田委員

理解しました。決算のところで見つけれなかったもので、どうなっているかなと思ひまして、お尋ねしました。

続きまして、決算書の167ページ、先ほど説明は一度あったんですけれども、遊具補修工事について、具体的に、場所とかどんなものか、またかかった費用などを教えてください。

○松並都市政策課長

公園緑地費の遊具補修工事の具体的な内容等ということでお答えをさせていただきます。

まず、遊具点検の結果、不具合のあったもののうち、利用者が多いと見込まれるものについて補修、取替え等を行っております。

具体的に申し上げますと、虹ヶ丘公園のブランコの座面とチェーンを交換しております。それから、浅江公園の滑り台の滑り面と支柱の修繕を行っております。それから、市民ホールの東隣の新町公園のブランコのチェーンと座面の交換、それからシーソーの座面の交換、それからボルトの交換を行っております。以上の工事が97万9,000円でございます。

また、廃止した上島田の亀山児童遊園地、こちらに設置しておりました滑り台、雲梯、ブランコ、丸い球型のジャングルジム、これらを撤去いたしまして、これが60万600円でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。補修をしたところと撤去をした費用ということで理解しました。子供たちが安全に遊べるために、そういう要望があったら、早く安心のために補修してあげていただければと思います。引き続き、よろしく願いいたします。

以上です。

○田邊委員

決算書は167ページ、主要施策の成果は168ページ、公園整備事業、これは都市計画債が750万円だったと思われるんですけど、これの虹ヶ丘公園防災安全対策測量設計等委託料、この説明のときに、設計とボーリング調査というところをお聞きしました。設計の部分とボーリング調査、その部分の明細、お願いします。

○松並都市政策課長

主要施策の成果についての168ページの下の方のうちの虹ヶ丘公園防災安全対策測量設計料等委託料1,234万6,000円でございます。

この財源として、国費400万円と地方債750万円を充てております。これを活用いたし

まして、現地の測量とボーリング調査と設計を一括して行っております。
以上でございます。

○田邊委員

一括してというところは、その設計とボーリング調査という、別々のその金額というのは分からないというところでいいんです。

○松並都市政策課長

設計とボーリング調査と現地の測量と、それぞれ積み上げたものでございますが、その内訳につきましては、現在、手元に持ち合わせておりません。
以上でございます。

○田邊委員

それともう一つ、167ページの節の区分12委託料1,240万円、横に行って、この委託料という項目は、このボーリング調査、いわゆるこの虹ヶ丘公園の防災安全対策測量設計委託料だけ書いてある、1,234万円というところなんですけど、この委託料の微妙に額が違うんですけど、その辺り、どうなんです。

○松並都市政策課長

予算書167ページの委託料、予算現額の1,240万円に対しまして、支出済額が1,234万6,400円でございます。主要施策の成果につきましては、端数の400円を四捨五入いたしまして、主要施策の成果についての168ページの表では、1,234万6,000円と記載をしております。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、168ページのこの整備、ずっと冠山がありますよね、この5項目ほど。この辺りも一括。この1,062万8,000円、これについては。

○松並都市政策課長

主要施策の成果についての168ページの表で、冠山総合公園に係る工事を5件まとめて1,062万8,000円でございますが、これらは、この工事5件は、それぞれ別々で発注をしたところでございます。
以上でございます。

○田邊委員

それぞれの額は、今、答えられますか。

○松並都市政策課長

順次申し上げます。上から、人道橋改修工事が498万1,900円でございます。その下の

ウッドデッキ改修工事が353万2,100円でございます。その下のこどもの森園路整備工事が99万円でございます。その下の園路舗装等整備工事が86万90円でございます。その下のハンドホール排水設備工事が26万4,000円でございます。

以上でございます。

○田邊委員

ここは分かりました。先ほどの虹ヶ丘公園のボーリング調査ですよ。設計と一緒に委託したというところなんですけど、場所は何か所やったとか、そういうのはあるんですか。

○松並都市政策課長

申し訳ございません。資料を持ち合わせておりません。

○田邊委員

あ、そうなの。休憩にしてちょっと調べて。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○松並都市政策課長

準備不足で大変申し訳ございませんでした。

ボーリングにつきましては、2か所で行っております。延長10mを2本、ボーリングを打っております。

以上でございます。

○田邊委員

2か所の10m、2か所、どれぐらいの距離になるんです。

○松並都市政策課長

深さ10mを2か所で行っております。

○田邊委員

防災安全対策の測量をした、この横方向の長さ。何mぐらいなるかという、合算でもええですから、深さはこのボーリング10m、2か所っちゃうのは分かったんですけど。

○松並都市政策課長

のり面調査の範囲といたしましては、延長方向で約280mです。

○田邊委員

280m、2か所のその10mというのは、どういった意味合いで、その調査したのか、どういったところ、その、これは、今の図面があるんじゃないですか、そこに。そうい

った、何かのその、こういった形で調査するという明細が出てます、そこに。

○松並都市政策課長

調査の目的は、平成30年災で一部ののり面が崩れたことに対する同様の被害が起きないようにするための未然防止対策を行うものでございます。

現地の土質の状況がどの程度風化しているのか、あるいは緩んでいるのかといったものを調べるために、先ほど申しました、280mのうち2か所で実際の土質を採取するボーリング調査を行ったところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

200mが、なら、大体、横方向に200何m、2か所がこういった割合ですか。今、図面で。そこにあるんでしょう、図面に。

○松並都市政策課長

実際のボーリングの位置ということにつきましては、資料を持ち合わせておりません。

○田邊委員

分かりました。地質調査で、そのボーリングした位置がどの辺りか分からないけど、その土木の設計の人がその辺りをしたんとは思われますけど、起点から幾らの辺りにあって、またもう一個が起点から何mの辺りというのが分かるかなと思って、私は聞いたんですけど、また所管に行って聞きます。別にその辺りはまた聞きますので。よろしいです。

○大田委員

公園緑地管理委託料についてお聞きするんですが、165ページの下、備考欄の下から2番目かな。主要施策の成果でいえば、166ページのイのところかな。ちらっとは説明をお聞きしたんですが、もう少し、ちょっと詳しく教えてもらいたいと思うんですが。

○委員長

すみません。執行部、分かりましたか、もう一回お願いします。決算書のどのページのどこかを。

○大田委員

165ページの下から、備考欄の下から2番目、公園緑地管理委託料4,181万4,930円あります。それで、主要施策の成果が166ページのイ、イの図面、分かりましたか。

○松並都市政策課長

公園緑地管理委託料の詳細についてということで、説明をさせていただきます。

先ほども御説明させていただきましたように、公園や緑地の維持管理に生じたものと

して、草刈りや樹木の剪定、消毒、それから害虫の駆除が主な業務でございます。
以上でございます。

○大田委員

それで、一応ずらっと17項目ぐらい上がっているんですが、これ、まとめて上がっちゃうところがあるんですね。公園緑地、東部、南部、西部、北部、ほいでもう一個が、その他公園緑地管理委託料、ここんところは何か所ぐらいで、年どのぐらい作業するようになるんですかね。

○松並都市政策課長

まず、公園緑地の東部、南部、西部、北部と、地域に分けて維持管理をまとめて発注しておりますので、該当する公園の箇所数をお答えをしたいと思います。

まず、東部、大和地区でございますが、溝呂井公園や末常公園など10か所でございます。

次に、南部、室積、光井でございますが、長尾台公園や室積、みたらい公園など12か所でございます。

それから、西部、島田、浅江でございますが、新町公園や虹ヶ丘公園など11か所でございます。

それから、北部でございますが、これは今柵公園と岩狩公園の2か所でございます。

それから、その他ということでお尋ねをいただきました。このその他というのは、苦情ですとか不具合があったときに、市民の方から問合せを頂いたときなどに対応するものでございますが、その都度、業者をお願いをしておりますして、件数で申しますと31件でございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、これ、一つずつ、ずうっとこう上がっているんですが、全部入札ですか。

○松並都市政策課長

地方自治法施行令で、随意契約ができるとされているもの、委託料につきましては50万円でございますので、それを超えるものにつきましては、基本的には競争入札で決定をしております。

以上でございます。

○大田委員

それで、随分17か所もある、東部、南部、西部、北部なんかはまとめて出されたら、一つ一つが全部、公園委託料ですって出されてるんですが、これを、いろんな、手間代やら、いろんな委託料やら、そしたら、ある程度まとめて、私は出されたほうがええんじゃないかと思うんですよ。そういうふうにはできないもんでしょうか。

○松並都市政策課長

事務など、様々な面での効率化といったことでのお尋ねかと存じます。一定のもっと広い範囲でまとめて発注することにつきましては、現在、どういったことができるのか、検討しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

一つ一つやれば、経費も一つ一つかかるんです。まとめてやりゃあもっと経費もちょっと、割安というて言うたらええんか、経費もかからない。じゃから、そのように検討しとるということでございますが、もっとこう漸進的な考えでやっていただきたいと思っておるんですが。

今先ほど東部、南部、西部、大和、あれ、年どのぐらいに作業されるんかというのをお聞きした、たしか答弁なかったように思ったんですが。

○松並都市政策課長

場所にもよりますが、おおむね年に2回、実施をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

場所にもよると言われたんですが、年2回じゃ、私、ちょっと少ないんじゃないかと思うんですよ。公園、見させていただいたら、結構、草なんかこう生えてるんですよ。やから、もう少し多くやってほしいなというのは、思いを持っています。

また、その他公園緑地管理委託料524万円と、こういうふうになっているんですが、単発的に出たのに充てるという答弁じゃったように思ったんですが、31か所ですかね、そこんところ、ちょっと、あれっと思うんですが。

○松並都市政策課長

例えば、公園の草刈りを業者に発注している中で、その公園で例えば、樹木が予想以上に生い茂っているので切る必要があるといったようなときには、別途、その剪定だけの業務を業者さんをお願いするといった必要も生じます。住民皆様からのご要望をいただいたり、あるいは職員がパトロールで気づいたところを適宜やっていくためには、当初の業務に入っていない部分、つまりその他の業務もあるということで、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、この524万円というのは、やけ、入札でなくて随意契約でその都度その都度やっておられたという解釈になるんですが、それでよろしゅうございますか。

○松並都市政策課長

その他の業務が30件以上ございまして、多くが随意契約でお願いしております。
以上でございます。

○大田委員

その合計ね。その合計やろう。今言われたのは、それ、随意契約しよる、その合計が524万円、結果としてなったということでしょう。

○松並都市政策課長

はい。その他、主要施策の成果166ページの表のその他として565万5,000円、こちらになります。

○大田委員

あ、こっち側か。

はい。了解しました。この公園整備っちゅうのは大変手間のかかる仕事じゃろうと思っておるんですよ。そういうふうに、剪定やら草刈りやら樹木の伐採やらせんにゃいけんじゃろうと思うんですが、これも大事な市民の憩いの場でありますから、そのところは、小まめに、今後とも、業者の人にもお願いして、また職員の方も見回りをされて、小まめに小まめに市民の方が楽しく安全にそこで遊べるというか、いうふうに今後とも努力していってもらいたいと思いますから、よろしくお願いします。

説 明：沖本建築住宅課長 ～別紙

○早稲田委員

決算書の169ページの真ん中ぐらいにある残存物等処分委託料とはどのような内容なのか教えてください。

○沖本建築住宅課長

残存物等処分委託料49万3,900円となっておりますが、これは単身の入居者がお亡くなりになられた場合で、相続人がどなたもいらっしゃらないといった場合、部屋の中にある家財道具等を業者をお願いして処分をしていただくといった経費になります。

以上です。

○早稲田委員

単身の方ということですがけれども、これは何名の方かお伺いしてもよろしいですか。

○沖本建築住宅課長

この決算書に書いてあります残存物の処分委託料は2件分で計上しております。

以上です。

○早稲田委員

2件分ということで了解いたしました。

じゃあ、続きまして、また同じ169ページの、今の残存物から数えて、下に6行目の市営住宅移転補償費と、その下のまた、3行下にも市営住宅の移転補償費ということで、先ほどちょっと移転のためというふうに説明があったんですけども、何かこの違いというか、それぞれの中身というか、違いがありますでしょうか。

○沖本建築住宅課長

同じ名前で移転補償費が上がっておりますが、上側の517万4,140円、この移転補償費につきましては、光市営住宅等長寿命化計画で用途廃止と定めた団地の入居者のための移転補償費を計上しております。

それから、下段のほうは、こちらも光市営住宅等長寿命化計画で建て替えというふうに定めております団地、今回はこの溝呂井住宅になります。こちらの入居者のための移転補償費と使いわけをしております。

以上でございます。

○早稲田委員

金額が違いますので、何件分というんですかね、何世帯分というんですか、その対象件数を教えてください。

○沖本建築住宅課長

まず、用途廃止の対象住宅の移転補償費につきましては、16件分です。

もう一つ、その建て替えの対象住宅の移転補償費として上がっております約107万円は3件分の移転補償費でございます。

以上です。

○早稲田委員

上のほうが16件分で、下のほうの建て替えのほうが3件分ということなんですけど、これって、その世帯の方々に、均等というか、同じ金額の補償費なんでしょうか。

○沖本建築住宅課長

移転補償費ですが、その世帯の数であったり、エアコンや電話等の設備の数によって算定するものであって、一律ではありません。大体、25万円から50万円程度の移転補償費となります。

以上です。

○早稲田委員

その世帯の家族構成とか、中の家具とか家電とかによって違いがあるということで、25万円から50万円の間ということで理解いたしました。

以上です。

○田邊委員

決算書169ページ、お願いいたします。

中ほどです。中段から（ヤク）下、市営住宅整備工事についてお伺いします。

先ほどの説明で、緑町西住宅の外壁と屋根改修工事と中央住宅の下水道接続という説明がありましたが、これ、それぞれの内訳、1,698万円となっております。この部分を内訳をお願いします。

○沖本建築住宅課長

内訳についてでございます。

3件の工事がございます。緑町西住宅屋上防水工事が428万6,700円、続きまして、緑町西住宅外壁改修工事が1,088万2,300円、それから中央住宅下水道工事が181万5,000円でございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

その下の施設解体工事についても、それぞれお願いします。473万円というところになっておりますが。

○沖本建築住宅課長

施設解体工事の内訳についてでございます。

汐浜住宅62号解体工事が88万円、虹川住宅7号から10号の解体工事が220万円、中央住宅浄化槽解体工事が165万円でございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。明細ちょっと知りたかったんで。

以上です。

○大田委員

169ページなんかで施設解体工事とか市営住宅整備工事とか、今こう上がっているんですが、これの設計料がないんですが、設計しないんですか。

○沖本建築住宅課長

基本的に住宅関係の設計については、係の職員が設計を行っております。

○大田委員

ああ、そうですか。今、緑町西住宅ですかね、あれなんかは外壁の改修工事と言いよっちゃったんですが、以前にも聞いたことがあるんですが、そのリシンなんかにも、あれが、肺に入る外壁、アスベストなんか当然見るべきだろうと思うんですが、そののと

ころはどねえなるんですか。

○沖本建築住宅課長

今回の緑町西住宅につきましては、前年度の予算要求時に、前々年度の予算要求時にアスベストの有無について調べております。そのうえで、設計のほうは行っております。以上でございます。

○大田委員

じゃけ、今、外壁にはないから設計なんかには、設計をしなかったというような、じゃったですね、たしか。それは、もう外壁が、リシンでなかったからちゅうこと。了解しました。

第2次光市総合計画評価書の中の11ページの、重点目標2の政策6の指標名3の市営住宅バリアフリー化率で、策定時が18.8%、近況値が19.4%、目標値が20%で、50%、なるんですが、この策定時18.8%の基礎となる、根拠は何ですか。

○沖本建築住宅課長

市営住宅のバリアフリー化率についてでございますが、基本的には、市営住宅の全戸数に占めるバリアフリー化を行っている住宅の割合となりますが、バリアフリー化を行っている住宅は、平成になってから新しく建てられた建物、領家台住宅、花園住宅、平岡台、緑町住宅等がバリアフリーに関連する法以降に建てられた建物ということで、バリアフリー化されているということで、バリアフリー化率を出しております。

以上です。

○大田委員

それ以前の住宅なんかはバリアフリー化の対象にならないから、計算に入らないということですか。

○沖本建築住宅課長

既存の市営住宅のバリアフリー化を図ることは、確かに、非常に重要な課題であるというように考えております。バリアフリー化を進めるべきであろうと考えておりますが、既存の住宅のバリアフリー化を行うに当たりましては、エレベーターを設置するだけでなく、室内外の段差を解消したり、手すりを設置したりといったことが必要になってこようかと思っております。

入居者が普通に生活をされている中で、こういった改修工事をするは大変難しいため、現在は建物の外壁や屋根を改修といった長寿命化を図る工事を優先的に行っております。バリアフリー化については建て替えを行うことで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それで、近況値が上がっているんですね、19.4%、そのところの根拠。

○沖本建築住宅課長

近況値が若干上がっておりますが、これは用途廃止によって住宅の全戸数が減っており、分母が減っておりますので、この率が上がってしまうということでございます。以上でございます。

○大田委員

それで、進捗率が50%なんです。その、私、こちらの、分かんのかも分かんが、計算がいろいろあるじゃろうと思うんですが、これに対する計算方法っちゅうのはどういうふうになるんですか。

○沖本建築住宅課長

目標とする値は20%でございます。策定時の値が18.8%でございます。18.8%、令和2年度で19.4%ということで、ちょうどその差の半分、50%ができているという進捗率でございます。以上でございます。

○大田委員

なかなか難しい計算の仕方になるんじゃが。

それで、今、これ、Bなんですよ、評価が。Aにするには何%ぐらいまでやったらAになるんですか。

○沖本建築住宅課長

20%が目標値でございますので、20%、ここに数値が上がればAになるかと思えます。

○大田委員

目標値が20%、それで進捗率が50%、進捗率が50%でBの評価になったんでしょう。違うんですかね。私はそういうふうに思ったんですが。それで、その進捗率が20%やったらAになるということですか。

○沖本建築住宅課長

令和2年度の近況値が19.4%であって、目標とする20%には達していなかったということで、B評価になったと考えております。以上でございます。

○大田委員

やから、目標値が0.6%足らんじゃったから50%になり、20%じゃったら、何かちょっと、理解しにくいんですが。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○沖本建築住宅課長

失礼しました。先ほどの評価方法についてでございますが、この総合評価書の2ページに載っております。進捗率につきましては、近況値から策定時の数値を引いたものを分子とし、目標値から策定時の数値をひいたものを分母とし、これに100を掛けたものが進捗率となってきますので、これが令和2年度でいきますと、50%ということになりまして、50%の評価値とすれば、策定時数値を上回り、各年度の目標進捗率未満でB評価となるということでございます。

各年度の目標値は、4年目、令和2年度で80%となっておりますので、B評価になるということでございます。

以上です。

○大田委員

いいですよ。ありがとうございました。

討 論

○田邊委員

追加認定第5号令和2年度光市一般会計歳入歳出決算（建設部所管分）に対して、反対討論を行います。

地方公共団体の道路ストックの現状を管理主体別に見た場合、管理するストックの割合は非常に大きいと思われまます。道路の適切な維持管理を図る上で、地方公共団体の道路維持管理事業の果たす役割は、それだけ大きなものがある。

先ほども私が言った、質疑した道路法（昭和27年法律第180号）の第42条1項においては、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と、道路の維持修繕について一般的に規定しております。

しかし、道路事業費総額と維持修繕費の推移は、道路の種別に関係なく、全国的に平成12年度以降、道路事業費総額のみならず、維持修繕費についても減少傾向にあることが問題であります。

道路ストックの質を一定レベルに保つために必要な維持修繕費は、ストック料全体や老朽化したストックの比率の増加により、一般的には増大するものと考えられるが、これが減少したのは、コストの削減努力の成果とも考えられるが、特に地方公共団体においては、厳しい予算制約の下で、可能な範囲で退去せざるを得なくなっているのが実状であります。

高度経済成長期に多量に蓄積されたストックが、近い将来、集中的に修繕時期を迎える際に、一時的に巨額な費用が必要となり、対応が極めて困難となること、また一般に個々の構造物は小規模でも適切な補修を小まめに行うことにより、その性能を長期に維持させるとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ることが可能であります。

そこで、構造物の劣化が非常に小さな時点で、小規模な補修を繰り返し行う予防保全、

こういったものを、維持管理を実施して、構造物を延命化させ、ライフサイクルコストの縮減を図り、併せて毎年度の維持管理費用の平準化を目指そうということが、社会資本のアセットマネジメントでもあります。

維持管理予算は、前年度実績に基づく一定額あるいは総予算に対する一定割合を要求、計上するケースが多いが、ほとんどの地方自治体では、維持管理予算は現状でも不足しており、ストックの増大とともに、その不足の程度は一層著しくなることが予想されます。

地方公共団体は新規建設の更新、災害復旧の場合には、国から補助金や地方債の起債といった手段を利用することが可能ではありますが、維持管理の費用は補助制度が少なく、基本的に起債は活用できないため、費用のほぼ全額を一般財源で確保しなければならないところが問題であります。

令和2年度光市の一般会計歳入歳出決算においては、先ほども質疑しましたが、道路維持管理事業の予算が、光市の管轄する道路の適切な維持管理を図る上での予算が、全体に占める割合、少ないのではないかと、さらに、決算の額で適切に維持管理、これができていないという点を、私、指摘をいたしまして、反対討論を終わります。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」